

議事日程 令和3年3月9日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

議案第 1号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第9号)について(所管部分)

議案第 5号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算(第1号)について

議案第 6号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第 7号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第 8号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算(第2号)について

議案第 9号 木曾岬町犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第10号 木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について(所管部分)

議案第19号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について

議案第20号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第21号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について

議案第22号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について

議案第23号 木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員(6名)

委員長	三 輪 一 雅 君	副委員長	加 藤 眞 人 君
	古 村 護 君		鎌 田 鷹 介 君
	伊 藤 守 君		服 部 英二夫 君

欠席委員(0名)

議場出席説明者

町長	加藤隆君	副町長	森清秀君
会計管理者	山田克己君	総務政策課長	小島裕紹君
総務政策副参事	中山重徳君	住民課長	伊藤正典君
建設課長	内山幸治君	産業課長	多賀達人君
税務課長	藤井光利君	危機管理課長	伊藤雅人君
総務政策課長補佐	武田みゆき君	産業課長補佐	村上強君
危機管理課長補佐	中里満博君		

事務局出席職員

書記 事務局長 平松孝浩 議会事務局 渡辺千智

=====

午前 9時 0分開会

○委員長（三輪一雅君） 皆様、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集させていただきましたところ、委員の皆様には、何かと御多用の中、御出席を賜りありがとうございます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様にも御出席いただき、ありがとうございます。

本日の総務建設常任委員会は、令和3年第1回定例会で付託されました13議案を審査する重要な委員会でございます。議案審査には慎重審査をいただきますとともに、委員会運営に当たりまして、皆様の御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会の出席委員数は6名です。よって、委員会条例第14条の規定により、定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規定により書記には平松議会事務局長を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、書記には平松議会事務局長を指名いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（三輪一雅君） 日程第1、会議録署名委員の指名についてを行います。

本日の会議録署名委員は、伊藤守委員、服部英二夫委員の御両名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、伊藤守委員、服部英二夫委員の御両名の方、よろしくお願いいたします。

本日の議案審査に入ります。

初めに、加藤町長より議案議事日程の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルスの感染問題、首都圏を除いて順次、警戒宣言や共々解除されてまいりましたが、それぞれ三重県においても、県が県民に求めている内容は一向に変わっておりません。引き続き、十分な注意をしながら、健康管理に気をつけていかないかなと改めて思わせていただいております。

本日、木曾岬町議会の総務建設常任委員会、招集をいただきましたところ、全委員さんには早朝から御出席をいただき、誠にありがとうございます。今期定例会、令和3年の第1回の木曾岬町議会定例会、去る3月1日に招集させていただきました、今期定例会には26議案を提出させていただきました。初日にそのうち3議案につきましては御承認をいただき、あと23議案につきましては、教育民生常任委員会と本日の総務建設常任委員会、それぞれに委員会付託をいただきました。本日の総務建設常任委員会に付託をいただきました案件につきましては、お手元の議事日程でございますように、議案第1号につきましては令和2年度の町一般会計補正予算の所管部分、それから、議案第5号につきましては同じく土地取得特別会計、第6号につきましては同じく農業集落排水事業特別会計、第7号につきましては公共下水道事業特別会計、第8号につきましては水道事業会計、それぞれの令和2年度の補正予算の案件5議案でございます。続いて、議案第9号につきましては犯罪被害者等支援条例、第10号につきましては固定資産税の課税免除に関する条例、それぞれの条例の改正についての案件2議案でございます。それから、議案第15号につきましては令和3年度の町一般会計予算の所管部分、それから、議案第19号につきましては同じく土地取得特別会計、それから、第20号につきましては同じく農業集落排水事業特別会計、議案第21号につきましては同じく公共下水道事業特別会計、第22号につきましては同じく町の水道事業会計、それぞれの令和3年度の予算案件5議案でございます。それに続いて、議案第23号につきましては夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についてということで、以上、本総務建設常任委員会には13議案を付託いただき、それぞれの議案いずれも重要な案件ばかりでございます。後ほどそれぞれの所管担当課のほうから詳細に説明させていただきますので、十分な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（三輪一雅君） ありがとうございます。

加藤町長の議事日程の説明が終わりました。

それでは、お手元の日程に従い、会議を進めさせていただきます。

日程第2 付託議案の審査について

○委員長（三輪一雅君） 日程第2、付託議案の審査についてを議題といたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般

会計補正予算（第9号）について（所管部分）、議案第5号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）について、議案第6号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第7号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第8号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第9号、木曾岬町犯罪被害者等支援条例の制定について、議案第10号、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について（所管部分）、議案第19号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について、議案第20号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第21号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について、議案第22号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について、議案第23号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についての13議案であります。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査につきましては、先に1件ごとに全議案を審査することとし、その後、討論、採決についても1件ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審議に入ります。

初めに、議案第1号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第9号）についての所管分を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第9号）でございます。

令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第9号）につきましては、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額から歳入歳出それぞれ1億800万円を減額いたしまして、予算の総額を41億8,000万円とするものでございます。

第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

第2条は、繰越明許費の変更を、第2表、繰越明許費補正に定めることを規定し、続く第3条では、債務負担行為の変更を、第3表、債務負担行為補正に定めるというものでございます。また、第4条では、地方債の変更を第4表の地方債補正に定めるというもので

ございます。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

この補正予算の区分ごとの金額につきましては、歳入では、1 款の町税から 2 1 款町債までの 1 2 の款とこれらに付随する 2 2 の項において、また、次ページにわたりますが、歳出では、1 款議会費から 1 1 款予備費までの 1 1 の款と附属する 2 7 の項におきまして、それぞれ所要の補正をお願いするもので、その総額は、既決予算額から 1 億 8 0 0 万円を減額いたしまして、補正後の予算額を 4 1 億 8, 0 0 0 万円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。

事業費を次年度に繰り越して実施しようとする予算でございます。2 款総務費の社会保障・税番号制度システム整備の 6 9 9 万 4, 0 0 0 円から 7 款の土木費町道道路改良事業の 3, 0 0 0 万円まで、記載の 8 事業を次年度に繰り越すというものでございます。

次ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為は、契約などで発生します将来にわたっての法的債務の履行に対しまして、一定期間一定限度の支出負担枠を設定するものでございます。このたび追加する事項は、町立学校用タブレット端末に係る学習支援ソフトライセンス使用料とタブレット端末の管理及び保守料の 2 件でございます。それぞれの期間、限度額は、記載のとおりでございます。

8 ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

臨時財政対策債の借入限度額を交付額の確定によりまして、9, 0 0 0 万円から 6, 2 5 0 万円に、また、一般単独事業債では、土木費で計上されておりました町道の舗装修繕工事と災害対策費で計上されております防災行政無線移動系整備工事の事業費が確定したことに伴いまして、4, 4 9 0 万円から 3, 7 9 0 万円にそれぞれ変更するものでございます。

続く、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債では、湛水防除事業の事業費の増加に伴いまして、新たに 1, 6 5 0 万円を借り入れ、末尾、減収補填債は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、税収の大幅な減収に対する補填財源といたしまして、新たに 1, 0 8 0 万円を借り入れるものでございます。それぞれの起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、補正予算に関する説明書によりまして、予算の内容について説明を申し上げます。

9 ページの総括の説明は割愛をさせていただきまして、1 0 ページから、各所管課長より説明をさせていただきます。

○**税務課長（藤井光利君）** それでは、10ページを御覧ください。

1款1項2目法人については、予算額5,405万円に1,240万円を増額し、6,645万円とするものです。この主な要因にいたしましては、現年課税分の法人税割において、今年度の徴収実績に基づき、収入の増を見込むものであります。

続きまして、4項1目市町村たばこ税については、予算額2,950万円を110万円減額し、2,840万円とするものです。この主な要因は、たばこの売上げが当初の推計値より減少する見込みとなったことによる精査であります。

続きまして、6項1目入湯税については、予算額39万円を146万円増額し、185万円とするものです。この主な要因は、今年度上半期の徴収実績に基づく見込みによる精査でございます。

続きまして、9款1項1目地方特例交付金については、予算額470万円に143万1,000円を増額し、613万1,000円とするものです。この主な要因は、交付金決算見込額の増による精査であります。

以上でございます。

○**建設課長（内山幸治君）** 11款1項1目交通安全特別交付金におきましては、既決予算額から10万円減額し、補正後65万円とするものでございます。交通反則金を原資に地方公共団体へ交付されるもので、年2回交付されるものでございます。なお、9月には40万8,000円交付されておりますが、例年3月については、さらに減額されるということで、補正予算をしているものでございます。

以上です。

○**総務政策課長（小島裕紹君）** 15ページまで飛んでいただきたいと思っております。

6目の総務使用料です。451万1,000円を減額いたしまして、1,380万2,000円とするものでございます。このうちの庁舎使用料でございますが、1万1,000円を減額するものでございます。ふるさと創生ホールの使用実績に合わせて減額をするものでございます。

以上でございます。

○**危機管理課長（伊藤雅人君）** 自主運行バス使用料では、本年1月末時点までの運行収入実績から450万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○**産業課長（多賀達人君）** 13款使用料及び手数料、2項4目農林水産業手数料9,000円を減額し、5,000円とするものでございます。農業従事者証明等の証明手数料を精査し、減額するものでございます。

以上です。

○**建設課長（内山幸治君）** ページ、おめくりいただきまして、16ページでございます。

14款2項5目土木費国庫補助金、1,982万5,000円追加し、補正後6,23

7万2,000円とするものでございます。補正額の内訳につきましては、道路事業で2,035万円を追加し、一方で、木造住宅関連において52万5,000円減額するものでございます。各事業の内訳につきましては、道路事業などにおきましては、鍋田川線舗装修繕事業におきまして385万円、加路戸新加路戸線舗装修繕事業におきまして150万円、西対海地・和泉線道路改良事業におきまして1,500万円追加するものでございます。補助率は全て2分の1でございます。

次に、木造住宅関連についてでございますが、耐震診断件数が1件減額になったことにより2万5,000円減とするもの、耐震補強工事につきまして皆減とし、50万円減額するものでございます。

説明は以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 7目総務費国庫補助金では、278万円増額するものでございます。住民課所管では、個人番号カード交付補助金において、事務費の確定見込みにより増額するものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、199万円を追加計上するものでございます。臨時交付金の追加分が確定したことによりまして減額するもので、これまでの合計金額は1億6,449万8,000円となります。なお、今回の増額分とは別に、国の第3次補正予算成立に伴いまして、5,400万円余の追加交付がされることが決定をしております。しかしながら、これに関しましては、国のほうで本省繰越分として取り扱われることという方針が示されましたので、6月補正のほうに計上することになります。

続く、マイナポイント事業費補助金は、114万円を減額するものでございます。マイナポイントを利用する際に必要な設定作業等の整備に要する費用に充当するための補助金でございまして、事業費の精算見込みが立ったことにより、減額をしようとするものでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 3項2目総務費委託金では、5万8,000円増額するものでございます。中長期在留者居住地届出等事務の確定によるものでございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） ページ、おめくりいただき、18、19ページをお願いします。

15款県支出金、2項3目農林水産業費県補助金、191万円を減額し、5,758万1,000円とするものです。農業総務費補助金は、農業委員会運営に係る交付金の追加割当て内示による増額、次ページの農業振興費補助金の中間管理機構を利用した場合の農地中間管理事業費補助金、土地改良事業費補助金の県営湛水防除事業の事業化に向け作成

する事業計画策定に要する経費に対する基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業費補助金では、本年度補助額の確定に伴い減額し、農地の維持や資源の向上、長寿命化等、地域の共同活動や地域資源の適切な保全管理の推進に対する多面的機能支払事業交付金は、本年度補助額の確定に伴い、増額するものでございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） 4目の土木費県補助金では、55万円を減額いたしまして、2万5,000円とするものでございます。このうちの土地取引規制等対策費補助金では、2,000円を計上するものでございます。国土利用計画法に定める土地取引の規制に関しまして、市町が行うとされている経由事務に対して新たに支払われる交付金でございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 2節木造住宅耐震診断事業費補助金におきましては、1万2,000円減するものでございます。これは耐震診断が3件から2件、1件減となったことによるものでございます。県補助金4分の1でございます。3節、5節につきましては、お申込者がなかったということで、皆減するものでございます。

以上です。

○税務課長（藤井光利君） 3項1目総務費委託金につきましては、104万8,000円を増額し、1,499万2,000円とするものです。税務課所管といたしましては、2節徴税费委託金において104万1,000円を増額するもので、主な要因は、交付金決算見込みの増による精査であります。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 統計調査費委託金では、指定統計調査に対する交付金の追加により、7,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 16款財産収入、1項2目利子及び配当金では、132万円を追加計上いたしまして、832万4,000円とするものでございます。説明欄記載の各種基金の利息額の精査によりまして、増額となるものでございます。

ページ、めくっていただきまして、18款繰入金、2項2目財政調整基金繰入金では、1億500万円を減額いたしまして、4億8,450万円とするものでございます。各種補助金、交付金等が追加交付されたことにより財源の確保を図ることができたことから、財政調整基金からの繰入れを戻すものでございます。

1つ飛ばしまして、18款2項12目ふるさと応援寄附金基金繰入金では、3,000万円を減額いたしまして、1億1,000万円とするものでございます。社会福祉施設改修工事の事業費の精算見込みが立ったことにより、減額をするものでございます。

○税務課長（藤井光利君） 20款1項1目延滞金については、80万円を減額し、16

0万円とするものです。主な要因は、決算見込額の減による精査であります。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 20款3項1目農林水産業費受託事業収入、6万円を減額し、117万3,000円とするものでございます。農業者年金受託収入、農地中間管理事業受託収入は、事業費の確定により、既決予算額を減額するものでございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） 2目総務費受託事業収入では、90万円を減額いたしまして、1,110万円とするものでございます。木曾岬干拓地の排水機の運転業務及び維持管理業務の精算見込みにより、減額をするものでございます。

○建設課長（内山幸治君） 3目土木受託事業収入では、82万6,000円減額し、補正後588万円とするものでございます。国土交通省から受託している木曾川河川堤防の除草等に係る費用で、業務完了に伴う精算をするものでございます。

以上です。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 20款諸収入、4項5目雑入では、88万8,000円を増額し、2,017万1,000円とするものでございます。団体支出金では、消防団員退職報償金において、退職消防団員の確定により149万8,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 1つ飛びまして、雑入でございます。地図要覧売払い代は、精査によりまして8,000円の減額、続きまして、三重県市町振興協会市町村交付金では、交付金額の確定に伴いまして、80万1,000円を増額するものでございます。

○産業課長（多賀達人君） 産業課所管分では、上から3項目めの雑収入のうち、木祖村源流夏祭りウナギ等売上金20万8,000円を、木祖村源流夏祭りが新型コロナウイルスの感染拡大している状況を鑑み中止されたことから、減額するものでございます。説明欄最下段のふれあい農園利用料は、ふれあい農園の利用料を精査し、減額するものでございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） 21款町債、1項3目総務債では、2,370万円を減額いたしまして、1億620万円とするものでございます。臨時財政対策債では、起債発行可能額の確定によりまして、2,750万円を減額し、次のページの一般単独事業債では、土木費で計上されております町道の舗装修繕工事と災害対策債で計上されております防災行政無線移動系の整備工事の事業費が確定したことに伴いまして、700万円を減額するものでございます。

続く、減収補填債は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、税収等の大幅な減収に対する補填財源といたしまして、特例で発行可能となったもので、1,080万円

を追加計上するものでございます。

5目の農林水産業債では、1,650万円を追加計上いたしまして、6,150万円とするものでございます。湛水防除事業木曾岬2期地区の事業費追加に伴いまして、追加計上するものでございます。

歳入の補正は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

28、29ページの総括を割愛させていただきまして、30ページから説明させていただきます。

○議会事務局長（平松孝浩君） それでは、30、31ページをお願いいたします。

1款議会費、1項1目議会費におきましては、303万3,000円を減額し、5,440万6,000円とするものでございます。年度末を控え、議員報酬、職員の人件費の精査による減額、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定しておりました事業が中止や欠席をしたことにより、旅費や負担金、補助及び交付金など、実績額に基づき減額補正しております。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 2款総務費、1項1目一般管理費では、460万5,000円を減額いたしまして、2億3,157万8,000円とするものでございます。報酬では、予定しておりました委員会が未開催であったことに伴い減額とし、続きます給料から次ページの共済費までは、職員の所属替えや見込額の確定によりまして、人件費を減額しているものでございます。報償費では、ふるさとときそさき応援寄附金の返礼品の不足額200万円を追加計上、続く、旅費では、コロナの影響によりまして、予定しておりました要望活動などが著しく減少したことに伴いまして、400万円を減額するものでございます。委託料では、職員採用の2次募集に伴う試験問題の採点などを業者に委託するための費用19万1,000円を追加し、続く、使用料及び賃借料では、10月から利用を始めた時事行政情報サービスiJAMPの利用料23万1,000円を追加計上するものでございます。

以上でございます。

○議会事務局長（平松孝浩君） 2目文書広報費におきましては、15万4,000円を減額し、355万9,000円といたしております。町広報紙の印刷経費につきまして、実績と今後の必要経費を見込み、減額補正をしたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 5目の財産管理費では、325万円を減額いたしまして、1億4,508万円とするものでございます。需用費では、庁舎管理の燃料費、光熱水費の予算精査を行いまして、230万円を減額、続きます委託料では、庁舎の清掃業務委託費等の請負差金として100万円を、また、工事請負費では、庁舎の修繕実績に合わせま

して、100万円をそれぞれ減額しております。

ページをおめくりいただきまして、積立金では、説明欄記載の基金積立金におきまして、利息額を精査したことにより増額とし、繰出金では、土地取得特別会計の繰出金が一部不用となったことに伴いまして、27万円を減額するものでございます。

6目の企画費では、100万3,000円を減額いたしまして、1,152万5,000円とするものでございます。報酬では、予定しておりました委員会が未開催であったことに伴いまして減額とし、続く、負担金、補助及び交付金では、桑名・員弁広域連合分担金の確定及び地域まちづくり推進事業費補助金の見込額により、記載の額を減額するものでございます。

7目の木曾岬干拓事業推進費では、90万円を減額いたしまして、1,199万1,000円とするものでございます。木曾岬干拓地排水機の運転業務及び維持管理業務の精算見込みにより、委託料によって90万円を減額するものでございます。

10目の諸費では、36万2,000円を減額いたしまして、387万6,000円とするものでございます。報償費では、行政調査員への報酬実績の確定により、また、旅費では、コロナウイルス感染防止のため区長会研修会を中止したことにより、それぞれ不用額を減額するものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 12目高度情報処理対策費では、673万6,000円を減額するもので、主なものとしましては、基幹系電算システムを12月に更新したことに伴う精算見込みによるものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

13目交通安全対策費では、32万1,000円を減額するもので、交通安全協会による街頭指導に係る費用の精算見込みによるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、14目自主運行バス運行事業費では、34万8,000円を減額するもので、報酬、役務費、委託料、使用料及び賃借料、それぞれの科目において精査を行い、また、歳入の減額補正に伴い、財源内訳を変更するものでございます。

16目防犯対策費では、69万6,000円を減額するものでございます。安全灯に係る修繕料、工事請負費の精算見込みに伴うものでございます。

18目地域BWA事業費につきましては、三重県市町村互助会の公益事業助成金を災害対策費へ振り替えたことに伴い、財源内訳の変更を行うものでございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 2項1目税務総務費につきましては、70万8,000円を減額するもので、職員の人件費に係るものであります。

続きまして、2項賦課徴収費につきましては、予算額を242万4,000円減額し、2億1,361万4,000円とするもので、12節委託料において、地番図・家屋図修

正及び画地計測修正業務などの請負差額による精査を、それから、めくっていただきまして、38ページです。18節負担金、補助及び交付金について、県内市町の共同発注による空中撮影事業費の負担金の精査を行うものであります。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 3項1目戸籍住民基本台帳費では、66万4,000円減額するものでございます。マイナポイントの事務に要する派遣委託料の精査により、減額するものでございます。また、財源内訳を、個人番号カード交付補助金、マイナポイント事業費補助金の確定見込みにより、それぞれ精査するものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 5項統計調査費、2目指定統計調査費では、7,000円増額するものでございます。経済センサス活動調査事業に対する追加交付金が確定したことによるものでございます。

以上でございます。

○議会事務局長（平松孝浩君） ページ、40、41ページをお願いいたします。

6項1目監査委員費におきましては、4万6,000円の減額といたしております。年度末を控え、監査委員研修等に係る旅費を実績により、減額補正とさせていただいております。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） ページをおめくりいただき、58、59ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費、12万4,000円を減額し、306万2,000円とするものでございます。報酬では、農業委員、農地利用最適化推進委員の委員報酬の精査を行い、また、旅費と負担金、補助及び交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大している状況を鑑み、北勢農業委員会協議会の研修会等が中止されたことから、この研修会の関連予算を減額するものでございます。

2目農業総務費、316万円を減額し、4,042万円とするものでございます。給料から共済費は、人件費の関連予算を精査し、減額したものでございます。また、旅費につきましても精査し、減額するものでございます。

3目農業振興費、170万円を減額し、707万4,000円とするものでございます。説明欄の最下段、農地中間管理事業補助金でございますが、農家組合長会議などで説明会を開催し推進してはございましたが、当該事業を利用される方が本年度はございませんでしたので、減額したものでございます。その他は説明欄記載のとおりで、補助金等の精査により減額するものでございます。

4目需給調整推進対策事業費、291万7,000円を減額し、858万5,000円とするものでございます。需給調整対策補助金は、町単独事業として実施している小麦や

加工用米等の転作による助成金の精算、また、農地集積・集約化支援補助金は、主に農地中間管理事業を利用し農地を預けた方で、国の補助事業の対象外となる方を町単独事業で支援するものですが、本年度は利用者がございませんでしたので、減額したものでございます。

ページ、おめくりいただき、60、61ページの6目地域農政推進対策事業費は、5万円を減額し、18万3,000円とするものでございます。農業教育支援活動委託料は、中学校2年生を対象に、トマト、水稻、観葉、選果場で実施しています教育支援ですが、緊急事態宣言による休校に伴い、授業時間が減となり、年8回の実施が4回へ縮小されたことから、減額するものでございます。

以上です。

○建設課長（内山幸治君） 7目農業集落排水事業費、703万3,000円減額し、補正後3,542万3,000円とするものでございます。農業集落排水事業特別会計の補填財源で、事業費を精査により減額補正するものでございます。

以上です。

○産業課長（多賀達人君） 8目産業文化祭費は、ふれあい広場は新型コロナウイルスの感染拡大している状況を鑑み、実行委員会において中止させていただくことが決定されたことから、その全額を減額するものでございます。

2項農地費、1目農地総務費、17万円を減額し、1,463万6,000円とするものでございます。職員の人件費の関連予算を精査し、減額したものでございます。

2目土地改良費、104万6,000円を減額し、2,942万7,000円とするものでございます。地籍調査事業委託料では、地籍調査事業並びに認証事務それぞれの委託料を精査し、減額するものでございます。また、報償費では、地籍調査事業推進委員の委員報酬の精査を行い、減額するものでございます。

3目湛水防除費、1,597万2,000円を増額し、1億336万3,000円とするものでございます。委託料は、県営湛水防除事業の事業化に向け作成する計画策定委託料を精査し、減額するものでございます。また、負担金、補助及び交付金は、県営湛水防除事業の事業費に追加配分がございましたので、その事業費に対する負担金を増額するものでございます。

ページ、おめくりいただき、62、63ページをお願いします。

4目地域用水機能増進事業費は、228万3,000円を減額し、126万7,000円とするものでございます。県営の水環境整備事業において整備した中央幹線排水路の沿いの遊歩道やポケットパーク、発生源対策設備の維持管理費で、精査により減額するものでございます。

6款商工費、1項2目商工振興費、13万円を減額し、924万円とするものでございます。負担金、補助及び交付金は、商工近代化施設資金の利子補給金の精査により、減額

するものでございます。

3目観光費477万3,000円を減額し、721万7,000円とするものでございます。委託料では、鍋田川堤桜並木の消毒や剪定などを精査により減額し、負担金、補助及び交付金は、町観光協会補助金で、新型コロナウイルスの感染拡大している状況を鑑み、桜まつり及びオータムフェスタの中止が決定されたことから、減額するものでございます。その他は、木祖村との交流事業や西美濃・北伊勢観光サミット等に要する関連予算で、各イベントの中止に伴い、減額するものでございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） ページをおめくりいただきまして、64、65ページをお願いいたします。

7款土木費、1項1目土木総務費では、22万9,000円減額し、1,257万6,000円とするものでございます。建設課職員1名の給料など人件費や事務費全般を計上している科目で、4節共済費から13使用料及び賃借料の3つの節において、それぞれ事業費を精査したことにより減額するものでございます。

2項1目道路橋梁維持費におきましては、988万3,000円増額し、補正後6,154万8,000円とするものでございます。12節委託料においては、新加路戸地内の町道加路戸新加路戸線舗装修繕事業に伴う調査・設計費用を、14節工事請負費では、町道鍋田川線の舗装修繕工事費を追加するものでございます。いずれも国の3次補正予算、国土強靱化緊急5か年の特別措置を受けたものでございます。なお、鍋田川線舗装修繕工事につきましては、この予算で事業を完了する予定でございます。また、橋梁維持補修費では、橋梁3橋の修繕工事が完了したことにより、精算するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、66、67ページをお願いいたします。

2目道路新設改良費におきましては、2,518万5,000円追加し、補正後1億3,762万5,000円とするものでございます。人事異動に伴う人件費の精査と西対海地・和泉線において国の3次補正予算を受け、工事進捗を図るため、工事費の積算業務委託と道路工事、改良工事を追加するものでございます。

3項河川費、1目河川総務費では、126万4,000円減額し、補正後572万9,000円とするものでございます。国土交通省から受託している木曾川河川堤防の除草業務が完了したことにより精算するもので、減額の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2つの自治会におきまして作業を取りやめたことが減額の要因となっております。その他は説明欄記載のとおりでございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） ページをおめくりいただきまして、4項都市計画費、1目都市計画総務費では、9万円を減額いたしまして、19万8,000円とするものでございます。都市計画審議会の開催実績に合わせまして、報酬を減額するものでございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 2目都市下水路費では、40万円減額し、補正後80万円とするものでございます。工事費の精査による減額でございます。

3目公共下水道事業費、650万円減額し、2億1,155万円とするものでございます。公共下水道事業特別会計の補填財源で、事業費の精査により減額するものでございます。

5目公園費におきましては、209万4,000円減額し、補正後807万4,000円とするものでございます。10節需用費では、水道・電気代といった光熱水費や公園内に設置されているトイレ等修繕費の精査による減、12節委託料におきましては、グロービーパークにおける芝生管理の維持管理業務の精査による減でございます。

ページをおめくりいただきまして、70ページ、71ページをお願いいたします。

5項1目住宅管理費では、173万7,000円減額し、補正後444万7,000円とするものでございます。12節委託料では、空家等対策計画作成業務委託の精算による減でございます。また、木造耐震診断においては、3件から1件減になったことによる減でございます。18節負担金、補助及び交付金では、木造住宅耐震補強等事業費の皆減とするものでございます。

説明は以上です。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 8款消防費、1項1目常備消防費では、228万2,000円を減額するものでございます。桑名市に委託しております消防事務委託に関する経費で、消防本部職員及び長島木曾岬分署職員の人件費などの精査や、工事請負費の請負差金によるものでございます。

2目非常備消防費では、415万5,000円を減額するものでございます。主なものとしましては、消防団の活動に対する出勤報酬の確定に伴い、報酬で201万円を減額し、本年度の退職者数の確定により報償費で149万8,000円を減額するもので、その他につきましましては、説明欄記載のとおりでございます。

ページ、おめくりいただきまして、3目消防施設費では、45万円を減額するものでございます。各分団に対して支払う機械器具保守点検委託料の精算に伴い、委託料で34万5,000円を減額し、第5分団の消防車格納庫及び水防倉庫塗装工事の精算により、工事請負費で10万5,000円を減額するものでございます。

5目災害対策費では、209万6,000円を減額するものでございます。主なものとしましては、業務委託料、広報無線施設保守委託料及び防災行政無線デジタル化更新工事において、それぞれ精算が完了したことに伴うものでございます。また、市町村互助会の公益助成金として、防災行政無線デジタル化更新工事が決定を受けたことから、財源内訳の変更を行うものでございます。その他につきましましては、説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 87ページをお願いいたします。

10款公債費でございます。1項1目元金では532万円の減額、2目利子では314万円の減額、それぞれ償還額の確定によりまして、不用額を減額するものでございます。

続きまして、11款1項1目予備費では、77万5,000円を追加計上いたしまして、346万8,000円とするものでございます。地方自治法の定める予備費でございますので、この補正予算の歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

ページをおめくりいただきまして、88ページから91ページにかけましては、給与費明細書を添付させていただいておりますので、後刻、御確認をお願いいたします。

92ページ、93ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書でございます。

このたびの補正予算におきまして債務負担行為の追加を受けましたので、関係します項目の補正を行うもので、冒頭、第3表で申し上げました追加する2件の債務負担行為の支出予定額と、その財源を示したものでございます。

最後に、94ページは、地方債に関する調書でございますが、このたびの補正予算におきまして、地方債借入額の変更を行っておりますことから添付させていただきましたので、後刻お目通しをお願いいたします。

以上で一般会計の補正予算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

なお、進行上、御発言される方は、手を挙げられ、委員長の許可に基づき発言されますよう、よろしくをお願いいたします。

○委員（鎌田鷹介君） 69ページの7款土木費、4項都市計画費、5目の公園費の中の都市公園管理委託料が174万4,000円の大幅な減額になったんですけど、今、グルーパークの維持管理と芝刈りというふうにお聞きしたんですけど、これは内容自体が変わって減額になったんでしょうか、お聞きします。

○建設課長（内山幸治君） まず、委託内容につきましては変わっておらず、請負差金でございます。内容は変わっておりません。

以上です。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（古村 護君） 70、71ページの土木費、住宅費の関係ですけれども、住宅管理費の中で耐震診断業務、これが今年3件から2件に減額ということで聞きましたけれども、そもそも論なんですけれども、耐震診断、昭和56年の6月以前に建築物の木造なり、あるいは非木造の棟数がもし分かれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○建設課長（内山幸治君） 申し訳ございませんが、実数までは把握しておりません。

以上です。

○委員（古村 護君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんでしょうか。

○委員（服部英二夫君） 15ページの総務使用料の自主運行バスの使用料ですけど、450万の減ということで、これはやっぱり小中学校、高校の休校が原因で、450万という使用料が減になったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

それと、63ページの観光費の委託料のところ、鍋田川堤防管理委託料が225万の減ということですが、毎年同じようなことをやっていると思うんですけど、この差額が出たということはどういうことでしょうか。

以上で。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 質問いただきました自主運行バス使用料の450万円の減の理由でございますけれども、委員おっしゃるとおり、休校措置というところで高校生の利用者の減というところもありますし、一番大きなのは新型コロナウイルス感染症の影響で、通勤とかに使われる方、大幅にその辺で乗降者が減ったということが原因だと思われまます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 鍋田川の桜堤防の委託料ですけど、例年どおり消毒が年3回、それから、剪定、伐採で、毎年行っている業務の中で、入札差金による減額でございます。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第5号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策副参事（中山重徳君） 議案第5号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次の定めによるところによるというものでございます。

第1条第1項は、既決予算額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、予算の総額を280万円とするものでございます。

第2項では、補正の区分及び金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

140ページ、141ページの第1表、歳入歳出補正予算を御覧ください。

歳入では、御覧の2款2項を、また、歳出におきましても2款2項において、それぞれ所要の補正をお願いするもので、このたび20万円を減額し、補正後の予算額を280万

円とするものでございます。

次に、補正予算に関する説明書によりまして、予算の内容について説明を申し上げます。

歳入の総括表を割愛し、143ページ、144ページの歳入事項別明細書を御覧ください。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、前年度決算により7万円を増額し、補正後の予算額を7万1,000円とするものでございます。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では、この会計の財源の繰入金27万円を減額し、9万8,000円とするものでございます。

歳入については、以上です。

続きまして、歳出でございますが、総括表は割愛いたしまして、歳出の事項別明細書、147ページ、148ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目財産管理費、このたび管理費を不用として、委託料7万円の減額補正をし、補正後の予算額を275万1,000円とするものでございます。

予備費は13万円を減額し、歳入歳出の調整を図ったものでございます。

以上が土地取得特別会計の補正予算の内容であります。

以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） 事務局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） では、御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第6号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長（内山幸治君） 149ページをお願いいたします。

議案第6号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条では、歳入歳出予算の補正として、予算の総額から歳入歳出それぞれ450万円を減額し、予算の総額を6,850万円とすることとし、補正の区分及び金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、150ページ、151ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入では、1款分担金及び負担金から3款繰入金までの3つの款から、それに付随する3つの項から、歳出は、同じく3つの款とそれに付随する3つの項から成り、既決予算額から450万円を減額し、補正後6,850万円とするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、事項別明細書で御説明させていただきます。

152ページの統括は割愛し、153、154ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、2項1目農業集落排水事業負担金におきましては、31万6,000円を増額し、63万2,000円とするものでございます。新規加入者1件を追加し、2件分とするものでございます。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料では、221万7,000円を増額し、2,929万1,000円とするものでございます。4月から12月までの使用料収入実績から年間の使用料収入の見込額を補正するものでございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金におきましては、事業費を精査したことにより、町一般会計からの繰入金703万3,000円を減額し、3,542万3,000円とするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、157、158ページをお願いいたします。

1款施設費、1項1目事務費におきましては、13万8,000円減額し、344万5,000円とするものでございます。事業費精査により、公課費を減額するものでございます。

2目維持管理費、437万5,000円減額し、4,734万円とするものでございます。主なものといたしましては、10節需用費におきまして、4つの処理場と中継ポンプ30基分の電気代の精査による減、12節委託料におきまして、汚泥運搬委託料における運搬費の契約単価確定による精査による減、14節工事請負費は、工事費精算による減でございます。また、18節負担金、補助及び交付金におきましては、汚泥処理に係る桑名広域連合への負担金確定によるものでございます。

2款公債費、1項1目元金におきまして、財源として見込んでいた農業集落排水事業加入者負担金の増額に伴い、財源更正を行うものでございます。

3款1項1目予備費におきましては、この金額をもって歳出の補正額を調整するものでございます。

以上で令和2年度農業集落排水事業補正予算（第2号）でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑ある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第7号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長（内山幸治君） それでは、159ページをお願いいたします。

議案第7号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条では、歳入歳出予算の補正として、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、予算の総額を3億2,500万円とするもので、第2項では、補正の区分及び金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものがございます。

第2条では、翌年度へ繰り越す経費を、第2表、繰越明許費に定めるとするものがございます。

第3条では、地方債の変更を、第3表、地方債補正に定めるものがございます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、160、161ページでございます。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入では、5つの款とそれに付随する6つの項から、歳出では、3つの款とそれに付随する3つの項から成り、補正予算額を1,000万円追加し、補正後予算額を3億2,500万円とするものがございます。

ページをおめくりいただきまして、162ページ、第2表、繰越明許費でございます。

今回2つの事業で繰り越すもので、まず、上段の塩素混和池他設計業務では、本町の総合地震対策計画に基づき、施設の耐震補強設計を実施するもので、国の補助対象事業でございます。当初は次年度実施する予定でしたが、他業務の精査により、本年度に前倒して発注することが可能となったが、年度内に完了が見込めなくなったことにより、当該費用を翌年度で繰り越すものがございます。

下段のマンホール等耐震補強積算業務及び耐震補強工事につきましては、国土強靱化の緊急5か年の特別措置を受けたものがございます。

163ページ、第3表、地方債補正についてでございます。

今回の補正予算により対象事業を見直したところ、補正前限度額1,960万円に650万円を追加し、2,610万円にするものがございます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、事項別明細書で説明させていただきます。

164ページ、総括は割愛し、165、166ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、2目公共下水道事業加入者負担金におきましては、189万6,000円を増額し、221万2,000円とするものがございます。新規加

入者7件分でございます。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料におきましては、11万6,000円を増額し、5,062万1,000円とするものでございます。4月から12月までの収入実績から当該年度の下水道使用料見込額の精査より補正するものでございます。

2項1目手数料、1万2,000円を減額し、2万6,000円とするものでございます。督促件数の精査によるもので、325件分でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、650万円を減額し、2億1,155万円とするものでございます。本年度の事業費を精査したことにより、補填財源である一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

7款1項町債、1目下水道債におきましては、650万円を増額し、2,610万円とするものでございます。国の補正予算を受けて、対象事業を見直したものでございます。

ページをおめくりいただきまして、167、168ページでございます。

8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業国庫補助金におきましては、800万円を増額し、2,840万円とするものでございます。国の3次補正予算を受けたもので、マンホールの耐震対策等を実施するものでございます。補助率は2分の1でございます。

それでは、171、172ページまで飛んでいただきまして、お願いいたします。

歳出でございます。

1款施設費、1項施設管理費、1目事務費におきましては、手数料の減額に伴い、財源更正を行うものでございます。

2目維持管理費では、1,033万5,000円を増額し、1億5,943万7,000円とするものでございます。主なものといたしましては、10節では、東部クリーンセンター及び中継ポンプの電気代の実績から、年間見込額を補正するものでございます。12節におきましては、清掃委託料については、管路清掃業務委託の精算による減、業務委託料におきましては、マンホール等耐震補強工事の積算業務委託の追加をしております。14節では、マンホール等耐震補強工事を追加するものでございます。マンホールの耐震対策は設置箇所により重要度を定め、特に優先順位の高い55か所において、本年度耐震設計を行いました。今回の補正予算では、このうち8か所について、マンホールの耐震工事を実施する予定でございます。

2款公債費では補正はございませんが、財源として見込んでいた公共下水道事業加入者負担金の増額に伴い、財源更生を行うものでございます。

3款1項1目予備費では、33万5,000円を増額し、116万1,000円とするものでございます。この金額をもって歳出の補正額を調整してございます。

以上は令和2年度公共下水道事業補正予算（第2号）でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務局当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（伊藤 守君） 172ページの2目の維持管理費で、節の12の清掃委託料200万減になっていますね。これの、どういう意味で減になっていますか。

○建設課長（内山幸治君） 当初どおり、請負差金でございます。

以上です。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） では、御質疑もないようですので、質疑を終わります。

ここで休憩といたします。10時20分から再開といたします。

午前10時 2分休憩

午前10時20分再開

○委員長（三輪一雅君） では、休憩を解き、委員会に戻します。

次に、議案第8号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長（内山幸治君） それでは、議案第8号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

第2条では、収益的収支の補正予算をお示ししており、第1款水道事業収益、第1項営業収益において、662万7,000円増額し、1億5,332万7,000円とし、第3款水道事業費用、第1項営業費用において、1,628万2,000円を減額し、1億7,606万4,000円とするものでございます。

第3条では、資本的支出の補正予算をお示ししており、第4款資本的支出、第1項建設改良費において、247万7,000円減額し、1億8,859万3,000円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,328万4,000円は、当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額120万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1,207万6,000円で補填するものとするというものでございます。

では、ページ、おめぐりいただきまして、3ページをお願いいたします。

今回の補正予算に関する実施計画でございます。

詳細につきましては、8ページの明細書で御説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

まず、最上段の収益的収支の収入でございます。

収入において、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益におきまして、4月から12月までの水道使用料の実績から、1年間の使用料収入の見込額を増額補正するものでございます。

それでは、真ん中の欄、支出の3款水道事業費用、1項営業費用でございます。

1目原水及び浄水費におきましては、変更の主なものといたしまして、32節受水費では、使用料の増加に伴う県企業庁への支払い見込額が整ったことにより、増額するものでございます。

3目受託給水工事費におきましては、消火栓の設置や取替え工事等の精査により、不用額を減額するものでございます。

4目総係費におきましては、水道事業経営戦略等の業務を業者委託する予定でございましたが、職員による作成に切り替えたことにより、不用額を減額するものでございます。

次に、ページ、下段の資本的支出でございます。

2目配水及び給水施設費におきまして、田代地内の管渠布設替え工事が完成したことにより、精算減でございます。

戻って、5ページをお願いいたします。

令和2年度の事業が補正予算後どおりに執行された場合の予定損益計算書をお示しております。

下から3行目の当該年度純利益が161万6,636円損失、赤字が発生することを示してございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

令和2年度末における予定貸借対照表でございます。

詳細は後刻目通しいただくといたしまして、7ページ、6、剰余金の(2)利益剰余金のうち、ハ、当年度未処分利益剰余金が161万6,636円のマイナスとなり、先ほど5ページで説明いたしました損益計算書の当年度純利益と突合することをお示ししてございます。

以上で令和2年度水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長(三輪一雅君) 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑がある方は御発言ください。

○委員(服部英二夫君) 8ページの水道事業費用の中の総係費で、マイナス1,577万4,000円、職員が今どういう仕事か分かりませんが、職員がやったとかという説明だったと思うんですけど、こんな1,500万もの、職員がどういう関係でこういうことができたのか。

○建設課長(内山幸治君) まず、この総係費の委託料1,500万の内容でございますが、水道事業経営戦略というものを作っていくんですが、いわゆる長寿命化計画であった

り、既存の資産を調べて、布設替えをしていくとか、そういうことを計画していったり、それで、今後、事業経営がどうなっていくかということを示していくんですが、当初はそういうことはもろもろ全部業者委託というのを考えておったんですが、よくよくいろんなところを精査していくと、簡易版というのが出てございまして、厚労省のほうから出ておりまして、それを利用できること、使用することができるということを判断いたしまして、今回はコンサル委託ではなく、それを参考にして、準用して経営戦略を作成することができるということが判明したことから、業者委託ではなく直営でやるというふうに変更したものでございます。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第9号、木曾岬町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） それでは、議案第9号、木曾岬町犯罪被害者等支援条例の制定についてでございます。

議案書でございますが、木曾岬町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するものとするというものでございます。

下段、提案理由でございますが、本町における犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復、軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的として、木曾岬町犯罪被害者等支援条例を制定するもので、条例の制定については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があることから、この議案書を提出するというものでございます。

ページをおめくりいただき、条例の内容でございますが、第1条では、町、町民、事業者の責務の基本的な事項を定め、施策を総合的に推進するという条例の目的を定めるものです。条例が目指すものは、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復、または軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することの2つとなります。

第2条では、条例の主要な用語について定義するもの、第3条は、次のページにかけてですが、基本理念で、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本となる考え方を示すものであり、支援に関わる全ての主体が共有する規範について定めるものでございます。

第4条は、犯罪被害者等の支援における町の責務を定め、第5条は、社会全体で犯罪被害者等に対する理解を深め、支援の輪を広げ、町などが実施する犯罪被害者等の支援施策に協力をいただくといった、町民及び事業者の責務を定めるものでございます。

第6条の相談及び情報の提供は、支援施策のうち、犯罪被害者等からの相談及び犯罪被害者等に対する情報の提供等に定めるもので、心身が少しでも早く回復できるよう警察や

県の関係機関などと連携し、支援体制の構築をするといったものでございます。

第7条は、町として所管する各種保健・医療制度や福祉制度等を活用したサービスの提供などの支援を定め、第8条では、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、支援金施策について定めるもので、なお、支援金施策の詳細については、条例施行規則で定めることとしておりますが、遺族支援金30万円、重症病支援金10万円、精神療養支援金2万5,000円を給付するものでございます。

第9条では、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、地域社会における犯罪被害者等支援に係る理解の促進を図ることを定め、第10条では、犯罪被害者等に係る個人情報管理の適切な管理を、第11条は、支援を行わないことについて定めるもの、第12条では、委任について定めるものでございます。

最後の附則では、施行日について、令和3年4月1日から施行するものとさせていただいているものでございます。

木曾岬町犯罪被害者等支援条例の制定についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

御質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第10号、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○税務課長（藤井光利君） それでは、議案第10号、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするということで、下段、提案理由でございます。

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、本条例について、所要の改正を行うものであります。

木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会における議決を経る必要があるということがこの議案を提出する理由であります。

1枚めくっていただきまして、もう一枚めくっていただきまして、後ろの新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

第1条、上から7行目の後ろのほう、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、改正前25条、これにつきましては、固定資産税の課税免除に関する規定であります。この規定が第26条に改正されたことに伴い、関係省令の第名が法律第26条の地方公共団体等を定める省令に改正されましたので、本件条例の該当箇所を改正するものであります。

なお、改正に当たりまして、改正箇所が漢字表記でありましたので、統一性をするというので、第26条という数字に改正させていただきました。

1枚戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第15号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、議案第15号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算の予算書のほうをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第15号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算ということで、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計の予算は次に定めるところによるというものでございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を27億6,500万円と定め、予算の款項の区分と区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算に定めることを規定しております。

第2条では、地方自治法第230条第1項の規定によりまして、地方債の目的と限度額並びに方法と利率を、第2表、地方債に定めることを規定するものでございます。

続く、第3条では、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、一時借入金の借入れの最高額を3億円と定め、第4条では、地方自治法220条第2項ただし書の規定によりまして、予算の流用の範囲を定めるものでございます。

1枚めくっていただきますと、第1表、歳入歳出予算でございます。

この予算の区分と区分ごとの金額を示しているものでございます。

歳入につきましては、2ページから4ページにわたるものでございまして、1款の町税から21款の町債までの21の款とこれに付随する39の項において、予算を編成いたしております。

また、5 ページ、6 ページに記載の歳出でございます。

1 款議会費から 1 1 款の予備費までの 1 1 の款とこれに付随する 3 0 の項におきまして予算を編成しておりまして、この予算の総額は 2 7 億 6, 5 0 0 万円となっているものでございます。

7 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債でございます。

この予算に計上いたしました地方債の目的は、御覧の 3 件でございます。

臨時財政対策債は、9, 0 0 0 万円の地方債を発行するもので、地方交付税の減額影響額を補填するもので、総額が交付税算入とされるものでございます。

次の一般単独事業債は、町道舗装修繕工事の公共施設等適正管理事業債として、9 7 0 万円を借り入れるものでございます。

末尾の公共事業等債は、湛水防除事業の財源といたしまして、2, 1 1 0 万円を借り入れるものでございます。

なお、それぞれの起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、事項別明細書において説明をさせていただきます。

総括は割愛させていただきます、9 ページから各所管課長より説明を申し上げます。

○**税務課長（藤井光利君）** それでは、9 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目個人につきましては、予算額 2 億 6, 1 0 0 万円を計上させていただきました。対前年比 5, 7 1 0 万円の減で、要因につきましては、新型コロナウイルス感染症による所得の減を見込んだものであります。現年課税分については、納税者数の推計に単価を掛けた均等割と所得の推計に基づく所得割を、滞納繰越分は、令和 2 年度予算から繰り越すであろう滞納分を推計し、計上させていただきました。

2 目法人については、予算額 4, 7 8 5 万円を計上させていただきました。対前年比 6 2 0 万円の減で、要因は、新型コロナウイルス感染症による所得の減を見込んだものです。予算額のうち現年課税分については、法人納税者数の推計に単価を掛けた均等割と所得の推計に基づく法人税割を、滞納繰越分は、令和 2 年度予算から繰り越すであろう滞納分を推計して計上させていただきました。

2 項 1 目固定資産税については、予算額 4 億 8, 4 8 0 万円を計上させていただきました。対前年比 1, 7 4 0 万円の減となった主な要因につきましては、土地価格の緩やかな下落などであります。現年課税分については、課税基準日である 1 月 1 日現在の土地、家屋、償却資産のデータを基に計算した額を、滞納繰越分は、令和 2 年度予算から繰り越すであろう滞納分を推計して計上させていただきました。

2 目固有資産等所在市町交付金につきましては、予算額 1, 7 8 3 万 3, 0 0 0 円を計上させていただきました。これは、木曾岬干拓地メガソーラー事業貸付地 3 6 万 3, 9 5

5 平米に対する交付金を受け入れるものであります。

3 項 1 目環境性能割については、予算額 5 8 万円を計上させていただきました。この環境性能割については、当面、県が徴収を行い市町に交付されるもので、県の試算に基づき計上したものであります。

2 目種別割については、予算額 1, 8 9 2 万 3, 0 0 0 円を計上させていただきました。対前年比 5 6 万 7, 0 0 0 円の減となった主な要因は、軽四輪・乗用自家用車両の登録台数の減です。現年課税分については、4 月 1 日現在の登録台数を推計し計上した額を、滞納繰越分は、令和 2 年度予算から繰り越すであろう滞納分を推計して計上させていただきました。

めくっていただきまして、1 1 ページ、1 2 ページを御覧ください。

4 項 1 目市町村たばこ税については、予算額 3, 0 6 0 万円を計上させていただきました。対前年比 1 1 0 万円の増となった主な要因は、条例に従い 1 0 月から税率が上がるためです。予算額は、過去の実績を踏まえ推計し、算出したものであります。

6 項 1 目入湯税については、予算額 1 5 0 万円を計上させていただきました。対前年比 1 1 1 万円の増となった主な要因は、近年の実績を踏まえ推計し、計上したものであります。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税、本年度予算額は 9 0 0 万円、前年度と比較をいたしまして、1 0 0 万 1, 0 0 0 円の減額となっております。令和元年度の決算額及び令和 2 年度の収入見込額から算定したものでございます。

2 項 1 目自動車重量譲与税、本年度予算額は 2, 6 0 0 万円で、前年度と同額を計上しております。令和 2 年度の収入見込額から算定をしたものでございます。

3 項 1 目森林環境譲与税、本年度予算額は 5 0 万 9, 0 0 0 円で、前年度と同額を計上いたしております。

3 款利子割交付金、1 項 1 目利子割交付金、本年度予算額は 8 4 万円、前年度と比較をいたしまして、6 6 万円の減額となっております。三重県の担当者から、原資であります利子割が平成 3 0 年度から令和元年度にかけて急激な落ち込みを示しており、令和 2 年度以降もこの状況が続くことが予想されると、このような助言を受けまして、令和 2 年度の収入見込額を参考に算定したものでございます。

ページをおめくりいただきまして、4 款 1 項 1 目配当割交付金、本年度予算額は 4 2 0 万円、前年度と比較をいたしまして、2 0 万円の減額となっております。令和 2 年度の収入見込額から算定したものでございます。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金、本年度予算額は 2 5 0 万円、前年度と比較をいたしまして、1 7 0 万円の減額となっております。過去 3 年間の減少率を踏まえ、令和元

年度の交付額及び令和2年度の収入見込額から算定したものでございます。

6款1項1目法人事業税交付金、本年度予算額は980万円、前年度と比較をいたしまして、7万4,000円の減額となっております。令和2年度と同程度の収入と見込むものでございます。

7款1項1目地方消費税交付金、本年度予算額は、一般財源分で6,600万円、社会保障財源分で7,000万円を計上いたしております。どちらも令和2年度の収入見込額から算定をしたものでございます。

8款1項1目環境性能割交付金、本年度予算額は530万円で、前年度と同額を計上いたしております。

9款1項1目地方特例交付金、本年度予算額は300万円、前年度と比較をいたしまして、170万円の減額となっております。令和元年度と2年度の2か年度におきまして、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の導入に伴う臨時的軽減を補填するための交付金を受けておりましたが、それが令和2年度で終了となったことから、平成30年度の実績相当額を基に算定したものでございます。

次のページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税、本年度予算額は8億5,000万円、前年度に対しまして4億8,000万円の増額となっております。令和2年度の地方交付税は、電気事業者の営業形態の変更から、令和元年度に5億円余の法人町民税収入があったことが影響いたしまして、対前年比4億8,000万円の減額と見込んでおりました。このことから、本年度の普通交付税におきましては、令和2年度を除く直近4年間の実績から7億8,000万円と算定いたしました。また、特別交付税におきましては、令和2年度の収入見込額から算定をしたものでございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 11款1項1目交通安全対策特別交付金では、72万円を予算計上してございます。交通反則金を原資に、地方公共団体へ交付されるものでございます。

以上です。

○産業課長（多賀達人君） ページ、おめくりいただき、17、18ページをお願いいたします。

13款1項3目農林水産業使用料、本年度24万4,000円の予算を計上しました。見入地区多目的共同利用施設の電気代、水道料、下水道使用料を地元自治会から受け入れるものでございます。

以上です。

○建設課長（内山幸治君） 4目土木使用料、468万7,000円でございます。木曾岬町道路占用料徴収条例に基づくもので、電柱約1,200本分を計上してございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） ページをおめぐりいただきまして、6目総務使用料、本年度予算額は1,628万3,000円で、前年度に対しまして203万円の減額となっております。総務政策課所管分といたしまして、庁舎使用料は、創生ホールの使用料といたしまして、前年度と同額の2万7,000円を計上、1つ飛ばしまして、行政財産目的外使用料は、公共施設に設置されました電柱、電話柱、ケーブル等の占用料及び自動販売機の設置料等で、令和2年度の収入見込額から計上するものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 2節の1,600万円につきましては、自主運行バスの運賃収入であり、前年度比90%程度を見込んでおります。また、4節の1,000円につきましては、防災センターの一般利用に係る使用料を受け入れる科目でございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 2項1目総務手数料については、予算額282万3,000円を計上させていただきました。税務課所管といたしましては、説明欄最上段、税務諸証明手数料として、証明手数料の受入れ予算額を、中段、督促手数料では、町税滞納に係る督促手数料の受入れ予算額を、最下欄、コンビニ交付手数料では、うち3,600円の受入れの予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 住民課所管では、戸籍交付手数料から印鑑証明手数料、個人番号カード、通知カードの再交付の手数料、コンビニ証明交付手数料について、前年度の実績に基づき、それぞれ計上をさせていただいております。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） ページ、おめぐりいただき、21、22ページをお願いします。

4目農林水産業手数料、本年度1万4,000円で、農業従事者証明等の証明手数料でございます。

以上です。

○建設課長（内山幸治君） 23、24ページをお願いします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金では、912万5,000円とするものでございます。道路事業費で740万5,000円を、木造住宅・空き家関連等で172万円でございます。まず、道路事業におきまして、西対海地・和泉線で350万、補助率2分の1でございます。橋梁点検・橋梁補修事業で390万5,000円、補助率10分の5.5でございます。木造住宅関連につきましては、耐震診断を3件分、耐震補強等の工事については、1件を計上するものでございます。また、本年度より歳出のほうで説明させていただきますが、空き家対策総合支援事業として100万円を計上す

るものでございます。

以上です。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 7目総務費国庫補助金、本年度予算額は1,022万7,000円を計上しております。3節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金72万円につきましては、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISが行う自治体中間サーバープラットフォームの次期システムへの移行に伴う経費に対する国庫補助金で、補助率は100%でございます。なお、本年度で次期システムに移行することから、前年度比148万8,000円の減額となっております。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 住民課所管では、次ページ、個人番号カード交付補助金で、個人番号カードの交付事務に対する補助金950万7,000円を受け入れるものでございます。

3項2目総務費委託金では、本年度33万3,000円でございます。住民課所管では、中長期在留者居住地届等の事務費委託金として、外国人の方の居住地の届出などに対する人件費や物件費を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 3節総務費委託金1万円につきましては、説明欄に記載のとおり、自衛官募集事務に係るものでございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） ページをおめくりいただき、27、28ページをお願いします。

15款2項3目農林水産業費県補助金、本年度2,805万5,000円でございます。1節の農業総務費補助金は、農業委員会の運営補助で、事務費交付金として117万9,000円の交付金でございます。2節農業振興費補助金は、総額で161万3,000円、その内訳が経営所得安定対策等推進事業費補助金は、地域再生協議会への事務費補助金として86万3,000円を計上し、その下、農地中間管理事業費補助金では、中間管理機構を利用する経営転換面積を5ヘクタールと見込み、75万円を計上したものでございます。補助率は10分の10でございます。3節の林業費補助金は、みえ森と緑の県民税市町交付金で、平成26年度から1期目がスタートし、令和元年度から2期目がスタートしているもので、森林面積や人口割を算定基礎として毎年度配分されます基本枠534万9,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

5節の地籍調査事業費補助金は、上和泉地区の地籍調査事業に要する県補助金で、397万6,000円を計上しており、事業費に対する補助率は4分の3でございます。6節の多面的機能支払事業交付金は、農地の維持や資源の向上、長寿命化等、地域の共同活動

や地域資源の適切な保全管理の推進に対する交付金で、1,593万8,000円を計上しており、補助率は4分の3でございます。

以上です。

○建設課長（内山幸治君） 4目土木費県補助金、45万円でございます。木造住宅の関連に関する県補助金でございます。2節木造住宅耐震診断については4件分を、県補助率4分の1でございます。木造住宅耐震補強等事業におきましては、県補助金1件分を、木造住宅耐震補強設計についても1件分を計上しているものでございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） 5目消防費県補助金、本年度予算額は286万5,000円で、前年度に対しまして84万3,000円の増額となっております。地震対策緊急促進事業補助金では、海拔ゼロメートル地帯の避難対策補助金といたしまして、平成29年度、平成30年度に施行いたしました外づけ階段、防災センター等に係る防災事業債の償還金に対する補助金額を計上するもので、令和3年度からは新たに南部地区津波避難タワーに係る元金償還が始まること及び田代・小学校線避難路の整備工事に係る償還が始まることにより、増額となるものでございます。

15款3項1目総務費委託金、本年度予算額は1,720万2,000円、前年度に対しまして345万9,000円の増額となっております。令和3年度中に執行予定の衆議院議員通常選挙の執行経費600万円と、移譲事務交付金といたしまして、屋外広告物や都市計画法で定める開発行為の申請などの特例処理事務の移譲事務交付金100万円を計上しているものでございます。

○税務課長（藤井光利君） 2節徴税費委託金については、県税徴収事務委託金として、個人住民税のうち県税分の徴収につき、県から事務の委託金として受け入れるものであります。予算額1,035万円を計上させていただきました。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） ページ、おめぐりいただきまして、3節統計調査費委託金、85万2,000円につきましては、4つの指定統計調査に係る県からの委託金であります。なお、前年度は国勢調査が実施されたことに伴い、170万余りの減となっております。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 5目土木費委託金では、1万3,000円でございます。建築基準法施行事務交付金でございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） 16款1項1目財産貸付収入、本年度予算額は678万6,000円、前年度に対しまして、49万4,000円の減額となっております。公有財産の貸付に伴う収入でございまして、駐在所、商工会館敷地、職員駐車場利用料のほか、

株式会社タチヤへ事業用地及び事業用建物を貸与する経費を計上したものでございます。減額の要因でございますが、令和2年度におきましては、タチヤさんとの事業用定期借地権契約の更新時期であったことから13か月分を予算計上しておりましたが、令和3年度からは12か月分を計上することによるというものでございます。

以上でございます。

○会計管理者（山田克己君） 2目の利子及び配当金では、本年度628万2,000円の計上でございます。前年度比較で72万2,000円の減でございます。説明欄記載のとおり、町一般会計の19の基金の利息を計上したものでございます。以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 33ページ、34ページをお願いいたします。

2項1目物品売払収入は、予算の科目を置いたものでございます。

17款1項1目一般寄附金、本年度予算額は5,000万1,000円で、前年度と同額を計上いたしております。一般寄附金1,000円とふるさと納税の受入れ窓口となるふるさと応援寄附金5,000万円を見込むものでございます。

18款1項3目土地取得特別会計繰入金、本年度予算額は263万1,000円、前年度と同額を計上いたしております。土地取得特別会計で管理をしております和富地内の福祉・医療施設用地、合わせまして1万4,389平方メートルの貸付料を繰り入れるものでございます。

18款2項2目財政調整基金、本予算で不足いたします財源を2億4,000万円繰り入れるもので、前年度比較いたしますと、5億5,000万円の減額となっているものでございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 11目みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金、本年度861万3,000円を新たに予算計上するものでございます。令和元年に鍋田川桜並木で確認されたクビアカツヤカミキリの防除費の財源とするため、基金を取り崩し、繰り入れるものでございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） 35ページ、36ページをお願いいたします。

4目の財産基金繰入金及び12目ふるさと応援寄附金基金繰入金は、本年度の予算計上はございません。

19款1項1目繰越金、本年度予算額は3,000万円で、例年同額の予算を計上しているものでございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 20款1項1目延滞金につきましては、町税滞納に係る延滞金として、予算額190万円を計上させていただきました。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 20款2項1目町預金利子、本年度予算額は1,000円で、歳計現金の利子を見込むものでございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 20款3項1目農林水産業費受託事業収入、本年度122万3,000円の予算計上でございます。1節の農業者年金受託収入は12万3,000円で、農業者年金の事務費受託金でございます。2節の土地改良事業受託収入は100万円で、土地改良区の事務受託金でございます。3節の農地中間管理事業受託収入は10万円で、農地中間管理事業の事務受託金でございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） 37、38ページをお願いいたします。

2目総務費受託事業収入、本年度予算額は1,100万円、前年度に対しまして100万円の減額となっております。木曾岬干拓地の排水機場の運転管理作業受託業務を三重県から受け入れるものでございまして、令和2年度の収入見込額から算定したものでございます。

○建設課長（内山幸治君） 3目土木費受託事業収入では、684万円でございます。国土交通省から受託している木曾川河川堤防除草等に関する費用でございます。

以上です。

○税務課長（藤井光利君） 4項2目弁償金につきましては、2,000円ということで、計上をさせていただいております。税務課所管といたしましては、原動機付自転車標識亡失弁償金として、予算額1,000円を計上させていただきました。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 5目雑入では、1,057万1,000円を計上しております。1節団体支出金149万8,000円につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金からの退職消防団員への報償金でございまして、退職者数を7名として見込んでいます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 5目雑入の産業課所管分は、7項目め、ふれあい農園利用料で、24区画分14万4,000円の利用料を計上しており、4項目めの雑収入のうち、木祖村の源流夏祭り出店による売上金21万7,000円とコピー代1,000円、見入多目的施設内にNTTが公衆電話を設置されていることから、その公衆電話に係る電気代として受け入れる2,000円を計上しているものでございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） 同じく、雑入、総務政策課所管分でございます。地図要覧売払代は、記載のとおり、前年度と同額、三重県市町村振興協会市町村交付金は、自治宝くじの収益配分金といたしまして、オータムジャンボの配当金300万円の交付金を災害対策事業の支援財源として受け入れるもので、令和2年度と同額を計上いたしております。

す。

下から4つ目の雇用保険料は、嘱託職員、補助員の雇用保険掛金で、11万4,000円をそれぞれ計上しているものでございます。

ページをおめくりいただきまして、21款町債、1項2目土木債でございます。一般単独事業債は、本年度予算額970万円、町道舗装修繕工事の財源として借り入れるものでございます。

3目の総務債、臨時財政対策債は、本年度予算額9,000万円でございます。地方交付税の減額影響額を補填するもので、全ての金額が交付税算入されるものでございます。

5目の農林水産業債、公共事業等債は、本年度予算額2,110万円、湛水防除事業の負担金の財源として借り入れるものでございます。

次に、歳出予算の事項別明細を説明させていただきます。

43ページから、各所管課長より説明を申し上げます。

○議会事務局長（平松孝浩君） それでは、43、44ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費で、本年度5,855万円の予算額といたしております。町議会の運営経費で、報酬から共済費におきましては、議員8名、事務局職員2名の人件費、旅費におきましては、研修旅費、調査旅費等、合わせて85万4,000円を、需用費においては、印刷製本費で、年4回発行いたします議会だよりで121万8,000円を見込んでおります。

ページをおめくりいただきまして、委託料では、保守委託料で、車椅子エレベーター保守料30万8,000円、定例会及び委員会の会議録作成委託料で77万円を見込んでおります。負担金、補助及び交付金では、町村議会議長会や北勢5町議会議長会の負担金、次ページの政務活動費交付金を見込んでおります。その他は説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 2款総務費、1項1目一般管理費、本年度予算額は2億6,430万8,000円で、前年度に対しまして6,692万8,000円の増額となっております。この科目は、行政事務全般の管理経費、共通経費などを計上しているものでございますが、令和3年度の予算より、ふるさと納税に関する支出経費につきましては、一般管理費の中のふるさとときそさき応援事業費として管理することとさせていただきます。その関係から、昨年度まで5目の財産管理費で計上されておりましたふるさと応援寄附金積立金を一般管理費へ科目替えを行ったことによりまして、大幅な増額となっているものでございます。主な内訳でございますが、報酬では、説明欄記載の会計年度任用職員2名分の報酬及び審議会委員、固定資産評価委員の報酬を、給料から共済費までは、特別職2名並びに総務政策課6名、危機管理課4名、会計課2名の一般職員並びに新規採用職員の分、合わせまして14名分の人件費のほか、宿・日直手当や互助会納付金、職員共済

組合負担等を計上しているものでございます。

ページを52ページまで飛んでいただきますと、報償費は前年度1,500万円に対しまして30万円の計上で、1,470万円の減額となっております。先ほども説明させていただきましたとおり、ふるさと納税に関する経費を整理している関係でございまして、前年度までこの科目でふるさと納税の返礼品に係る経費を計上しておりました。しかしながら、ポータルサイトを經由して行われる寄附に係る返礼品の必要経費は、委託料で全てまとめて計上するよという県のほうからの指導がありましたことから、計上予算の科目替えを行ったことによるものでございます。需用費では、コピー紙などの事務消耗品や予算書の印刷代、法規追録代を計上しております。続く、役務費、このうち通信運搬費は28万円で、対前年度比578万円の減額となっております。先ほどの御説明のとおり、ふるさと納税の関係経費を委託料で取りまとめたことによる減額でございまして、また、末尾には、町が加入いたします総合賠償保険の保険料56万7,000円を計上いたしております。委託料には、公用車の運転委託をはじめ、4行目の業務委託料、こちらのほうでふるさと納税の事務運営委託料、取りまとめを行いまして、3,646万8,000円、公会計の財務書類作成委託料308万円に加えまして、行政手続における書面規制、押印廃止、対面規制を行うのに必要な例規等の整備支援業務363万円を新たに計上、また、地方公務員の定年延長に伴います例規整備の支援業務143万円、合わせまして4,465万2,000円を計上いたしております。また、入札参加資格登録共同化委託料といたしまして88万5,000円、対前年度比で51万7,000円の増額となっております。令和3年度におきましては、通常の更新作業に加えまして、令和4年度から令和7年度までの名簿の新規更新作業に伴う追加作業が必要となることから、増額となっているものでございます。

53ページ、54ページをお願いいたします。

使用料及び賃借料では、コピー使用料のほか、例規システム、給与システムの使用料など、合わせて285万8,000円を計上しております。負担金、補助及び交付金では、本年度予算額112万2,000円を計上しております。県・町村会負担金や各種協会への負担金、三重テレビ・FM三重放送助成金のほか、入札参加資格共同事務負担金などを計上しておりますが、令和3年度におきましては、入札参加資格者名簿の新規更新作業に伴いまして、追加業務が発生しておりますので、前年度と比べまして同額となっているものでございます。

○議会事務局長（平松孝浩君） 55、56ページ、2目の文書広報費では、本年度370万5,000円の予算額といたしております。この科目におきましては、町広報紙、広報きそさきの作成費を計上しており、需用費では、町広報紙、毎月2,200部の印刷製本費代、また、委託料では、シルバー人材センターによる配布委託料として9万4,000円を計上しております。その他、説明欄に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○会計管理者（山田克己君） 次に、4目の会計管理費では、本年度予算額63万5,000円、前年度比較18万5,000円の減でございます。需用費、役務費におきまして、町一般会計の決算書や町の封筒の印刷代及び公金の振替手数料などを計上したものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 56ページの上段、1つ飛ばしてしまいまして、一般管理費の24節の積立金でございます。5,013万円を計上いたしております。冒頭で説明をさせていただきました、昨年度で5目の財産管理費で計上されていたものを一般管理費へ科目替えを行ったものでございます。申し訳ありませんでした。

下段でございます。5目の財産管理費でございます。本年度4,643万3,000円を計上するもので、前年に比べまして、5,047万9,000円の減額でございます。この科目では、町が保有いたします財産及び物品の維持管理に要する経費を計上いたしております。このたびの減額の要因は、先ほども説明させていただきましたとおり、ふるさときそさき応援寄附金基金積立金を一般管理費へ科目替えを行ったことによるものでございます。主な内訳でございます。需用費では、庁舎の消耗品や電気代、空調設備と公用車の燃料費や庁舎修繕料を計上いたしております。役務費では、電話代、火災保険料、車検手数料を計上いたしております。

ページをおめくりいただきまして、57、58ページをお願いいたします。

保守委託料は、庁舎管理に係る自家発や空調設備、自動扉や消防用設備など、各種附帯設備の保守業務に要する費用を計上いたしております。庁舎管理委託料は、庁舎の一般廃棄物処理費、樹木剪定、除草作業のほか、庁舎環境衛生管理業務202万9,000円、庁舎の日常及び定期清掃業務の委託費778万7,000円などでございます。使用料は、公用車のリース代金のほか、デマンド監視装置使用料を計上いたしております。備品購入費は、職員が使用いたしますPHS端末の故障時の入替え用に10台を購入するための経費を計上、積立金の総額は588万3,000円で、保有する基金の利息を積み立てるものでございます。詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。続く、繰出金は、土地取得特別会計への保有財産管理費の繰出金を36万8,000円で計上いたしているものでございます。

6目の企画費でございます。本年度予算額814万4,000円で、前年度に比べまして、775万2,000円の減額でございます。この科目では、町の特定期題の対策や総合企画業務、各課の事業調整に要する経費を計上いたしております。主なものは、報酬でまちづくりプロジェクト審議会委員の報酬のほか、59、60ページに記載でございます委託料で、令和2年におきましては、地方創生事業第1期を検証し、第2期計画策定業務委託や国土強靱化地域計画策定委託料などを計上いたしておりましたが、令和3年度はそ

れらを全て皆減するとともに、新たにPR動画の制作委託料99万円を計上いたしている
ものでございます。負担金、補助及び交付金は、負担金といたしまして、桑名・員弁広域
連合分担金249万1,000円のほか、説明欄記載の各種団体への負担金を、また、交
付金といたしまして、町内の自治会活動を活性化するために創設いたしました地域まちづ
くり交付金に400万円を計上いたしているものでございます。

7目の木曾岬干拓事業推進費、本年度予算額は1,237万9,000円、前年度に比
べまして51万2,000円の減額でございます。この科目には、木曾岬干拓地の土地利
用、保全管理に要する経費を計上いたしておりますが、減額の要因は、委託料におきまし
て、木曾岬干拓排水機の運転管理業務を町土地改良区へ委託する費用におきまして、令和
2年度の実績に合わせたことによるものでございます。なお、この委託料は、三重県から
の受託事務として採択するものでございます。

○住民課長（伊藤正典君） 61ページ、62ページをお願いします。

9目消費者行政費では、本年度9万4,000円でございます。この科目では、消費者
行政に係る啓発費用を計上しております。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 10目諸費、本年度予算額は382万3,000円、前
年度に比べまして30万5,000円の減額となっております。この科目では、区長会、
行政相談、公平委員会などの経費を計上いたしているものでございます。主な経費といた
しまして、報償費におきまして、行政調査員の報償、いわゆる区長報酬等を計上し、負担
金、補助及び交付金では、関係機関への負担金などを計上しているものでございます。そ
の他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 63ページ、64ページをお願いいたします。

12目高度情報処理対策費につきましては、6,610万円を計上しております。この
科目では、総合行政情報処理等に係る経費を計上しており、システムの保守委託料や使用
料、備品購入費及び各種負担金などであります。主なものとしましては、委託料では、住
民情報系及び内部情報系それぞれのシステムやネットワーク機器の保守に対する経費や町
ホームページのサポート料など3,951万5,000円を計上しており、使用料及び賃
借料では、住民情報系及び内部情報系システムの使用料やメール配信サービス、子育てワ
ンストップサービスに係る平年経費など、2,038万7,000円を計上しております。
負担金、補助及び交付金では、中間サーバーを利用するための経費として、地方公共団体
情報システム機構、いわゆるJ-LISへ支払うこととされている交付金281万5,0
00円を計上しております。

続く、13目交通安全対策につきましては、83万5,000円を計上しております。
交通安全の啓発活動に関する経費で、その他につきましては、説明欄記載のとおりでござ
います。

ページ、おめくりいただき、14目自主運行バス運行事業費につきましては、4,671万4,000円、本年度から新たな債務負担行為により3か年の運転管理業務委託を契約することに伴い、前年度比298万8,000円の増額予算となっております。この科目では、自主運行バス事業の運行経費を計上しており、運転管理委託料3,800万円や、令和2年度から通常運行に使用しているリース車両3台の車借上料784万1,000円が主なものとなっております、その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

16目防犯対策費につきましては、1,338万5,000円、前年度比157万6,000円の減額となっております、主な要因は、地域BWAを活用した子ども・高齢者見守りシステムに係る経費を、前年度については、サービス開始前であったことから概算見込みにより計上しておりましたが、本年度につきましては、実績ベースで計上したことによるものでございます。この科目では、年末夜警に要する消防団への出動報酬や安全灯の修繕及び電気代、地域防犯活動団体への補助金など、防犯関係の経費を計上しており、地域BWAを活用した子ども・高齢者見守りシステムに係る経費につきましても、光熱水費ではセンサー91か所分の電気代30万3,000円を、通信運搬費では回線通信料185万1,000円を、また、使用料では、小学生児童が利用するビーコン、いわゆる発信機の利用料など383万9,000円をそれぞれの科目で計上しております。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

ページ、おめくりいただき、18目地域BWA事業費につきましては、719万4,000円を計上しております。負担金、補助及び交付金で、町内に4か所設置されている基地局の維持管理経費相当分の運用負担金719万4,000円でございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 2項1目税務総務費につきましては、予算額4,620万4,000円を計上させていただきました。主なものは、会計年度任用職員1名分と職員5名分の人件費であります。その他は説明欄記載のとおりであります。

続きまして、71ページを御覧ください。

2目賦課徴収費につきましては、町税の賦課徴収に係る事務経費を計上したものでありまして、予算額3,227万7,000円を計上させていただきました。主なものは、12節委託料において、固定資産税の賦課に係る地番図や家屋図等の修正業務や町税に係る電算事務の委託料であります。その他は説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） ページをおめくりいただきまして、73、74ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、本年度2,948万5,000円でございます。この科目では、戸籍や住民基本台帳などの業務や個人番号カードの交付事務に係る経費などを計上しております。主なものでございますが、ページをめくっていただきまして、委託

料では、作業委託料のうちマイナンバーカードの海外利用に向けた戸籍の附票と性別、生年月日を整合するための経費に66万円、業務委託料では、マイナンバーカードの申請・交付事務の派遣職員219万円を新たに計上するほか、各種電算のシステムの保守及びサポート料、システム使用料を計上しており、その他は説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 77ページ、78ページをお願いいたします。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費では、本年度予算額73万9,000円、前年度と比較をいたしまして、2万5,000円の減額となっております。この科目は、選挙管理委員会の運営に要する経費を計上いたしております、選挙管理委員会委員4名の報酬、年4回行います定時登録の電算委託費用などを計上いたしております。

続く、2目選挙啓発費では、選挙制度の啓発・普及活動費といたしまして、2万4,000円を計上いたしております。

3目の衆議院議員選挙費では、令和3年度中に執行が予定されております衆議院議員選挙の経費といたしまして、592万6,000円を計上いたしているものでございます。

ページをおめくりいただきまして、79、80ページをお願いいたします。

5目の町長・町議会議員選挙費では、令和3年4月に執行予定の町長・町議会議員選挙の経費といたしまして、1,339万2,000円を計上しているものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） ページ、おめくりいただき、81、82ページをお願いいたします。

5項統計調査費、2目指定統計調査費につきましては、85万8,000円で、説明欄に記載の4つの指定統計調査に要する経費を計上しております。なお、前年度は国勢調査が実施されたことから、177万9,000円の減額予算となっております。

以上でございます。

○議会事務局長（平松孝浩君） 6項1目監査委員費では、本年度453万7,000円の予算額といたしております。この目では、監査委員2名の報酬のほか、例月出納検査、決算審査、定期監査等に要する経費及び監査委員研修における旅費、また、ページをおめくりいただき、委託料では、監査事務補助業務など、人材派遣会社に委託する経費を計上しております。その他は説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） ページ、おめくりいただき、129、130ページをお願いいたします。

5款1項1目農業委員会費、本年度予算額214万6,000円で、前年に比べ24万7,000円の増額でございます。この科目は、農業委員会の運営経費を計上したもので、1節の報酬では、農業委員会委員9名、農地利用最適化推進委員5名の委員報酬を計上し

ており、増額の要因は、委託料で、本年度より本格運用を開始します全国農地ナビの操作について、電話サポート支援を予算計上したことによるものでございます。その他、説明欄記載のとおりでございます。

ページをおめくりいただき、131、132ページの2目農業総務費は、本年度予算額2,562万7,000円で、前年に比べ724万8,000円の減額でございます。この科目は、農業行政全般に係る共通経費を計上したもので、職員3名分の人件費と共通事務費を計上しております。主な減額要因は、職員の人件費が昨年の人事異動により見直されたことと、134ページの24節積立金で、昨年度予算では、みえ森と緑の県民税市町交付金が基金積立金として計上されておりましたが、本年度は、鍋田川桜並木のクビアカツヤカミキリ対策の財源として全額を充当することから、減額予算となっているものでございます。その他は説明欄記載のとおりでございます。

3目農業振興費は、本年度予算額381万円で、前年に比べ96万3,000円の減額でございます。この科目は、農業振興のための普及事業や農地の利用集積に係る費用を計上しております。主な減額要因は、当初予算が骨格予算であることから、各農業団体への補助金のうち、7月以降が決算の団体への補助金を計上していないことと、農地中間管理事業の経営転換協力金について、農地中間管理機構への集積面積を近年の実績から見込み昨年度より減としたことから、減額予算となっております。3節職員手当から136ページの13節使用料及び賃借料までは、説明欄記載の例年必要となる予算を計上しております。負担金、補助及び交付金では、各農業団体への補助金を各団体とも前年度と同額を計上しており、下から3項目めの認定農業者特別融資制度資金補給金では、近代化資金9件分、経営基盤強化資金2件分の利子補給を計上しております。また、経営所得安定対策等推進事業補助金86万3,000円は、地域農業再生協議会で行う経営所得安定対策や米の需給調整等の推進に要する事務的経費の補助金を計上したもので、農地中間管理事業費補助金75万円は、農地中間管理機構を利用し農地を預けた場合の経営転換協力金で、5ヘクタール分を近年の実績から見込み、計上したものでございます。その他、説明欄記載のとおりでございます。

ページをおめくりいただき、137、138ページの4目需給調整推進対策事業費は、本年度予算額642万6,000円で、前年に比べ463万6,000円の減額でございます。この科目は、米の需給調整や農地の集積、集約の推進に係る町単独事業の経費を計上しております。主な減額要因は、昨年度の予算には全国農地ナビの整備に伴う新たな水田情報システムの導入に要する経費が計上されていたことから、減額予算となっているものでございます。負担金、補助及び交付金は、需給調整推進対策補助金401万5,000円で、麦や加工用米等の需給調整に対する補助金で、農地集積・集約化支援補助金239万7,000円は、町内農地の集積率を向上させるため、農地の集積、集約に対し補助を行うものでございます。その他、説明欄記載のとおりでございます。

5目農業者年金費は、本年度予算額5万5,000円で、前年度と同額でございます。農業者年金の普及啓発に係るリーフレットの作成費や郵送代など、農業者年金に係る事務的経費を計上したものでございます。

6目地域農政推進対策事業費は、本年度予算額12万5,000円で、前年に比べ10万8,000円の減額でございます。この科目は、地域農政の推進に要する経費を計上したもので、主な減額要因は、全国農地ナビへの本格運用に伴い、既存の農地情報システムの保守料や機器使用料が減額となっているものでございます。その他、説明欄記載のとおりでございます。

以上です。

○建設課長（内山幸治君） 7目農業集落排水事業費4,100万円でございます。農業集落排水事業特別会計の補填財源でございます。公債費償還のピークは過ぎていることから、記載の金額のとおり、大幅な減額となっているところでございます。

以上です。

○産業課長（多賀達人君） 最下段の産業文化祭費は、当初予算が骨格予算であることから、ふれあい広場実行委員会への補助金を計上していないことによるものでございます。

ページ、おめくりいただき、139、140ページをお願いします。

2項1目農地総務費は、本年度予算額1,510万6,000円で、前年に比べ361万1,000円の増額でございます。この科目は、農地行政全般に係る共通経費を計上したもので、主に職員2名分の人件費と関係機関の負担金等でございます。主な増額要因は、職員の人件費が昨年の人事異動により見直されたことによるものでございます。その他、説明欄記載のとおりでございます。

ページ、おめくりいただき、141、142ページをお願いします。

2目土地改良費では、本年度予算額3,070万9,000円で、前年に比べ585万5,000円の増額でございます。この科目では、多面的機能支払事業や地籍調査事業に要する費用を計上したもので、主な増額要因は、多面的機能支払事業負担金及び地籍調査委託料の増によるものでございます。委託料の地籍調査事業委託料は1,173万3,000円で、この内訳は、地籍調査事業が874万1,000円で、上和泉地区を計画しており、認証事務は299万2,000円で、上和泉地区の令和2年度調査分を計画しているものでございます。また、負担金、補助及び交付金は、多面的機能支払事業費負担金1,765万円で、町内16地区と1組織で取り組んでおります農地の維持、向上に係る本年度の必要となる事業費で、各地区の令和3年度に必要となる事業費を昨年12月に取りまとめているものでございます。その他、説明欄記載のとおりでございます。

3目湛水防除費では、本年度予算額4,342万5,000円で、前年に比べ1,463万6,000円の減額でございます。この科目、県営湛水防除事業に要する経費や排水機維持管理補助に要する経費等を計上しており、主な減額要因は、県営湛水防除事業で進

めている川先排水機場改修工事の負担金の減によるものでございます。役務費は、排水機場の集中管理システムの専用回線通信料、委託料では、昨年より進めています近江島排水機場と中央幹線排水路の県営湛水防除事業の事業化に向けた事業計画策定に必要な受益地の地番特定作業に要する経費と、川先排水機場の工事に伴い町として必要な既設排水機場の電気設備等の改修に伴う実施設計業務の経費を計上しており、144ページの負担金、補助及び交付金は、県営湛水防除事業負担金木曾川2期で、川先排水機場改修工事の町負担分2,420万5,000円で、排水機場の排水ポンプ設置、除塵機設備集中管理システム改修等の工事費となります。その下、木曾岬町土地改良区への排水機場維持管理補助金1,550万円で、昨年度と同額を計上しております。

4目地域用水機能増進事業費では、本年度予算額369万円で、前年に比べ14万円の増額でございます。この科目、水環境整備事業で整備したポケットパーク、遊歩道などの維持管理経費を計上しており、需用費の光熱水費では、発生源対策用ポンプの電気代、委託料では、中央幹線排水路沿いの遊歩道やポケットパーク3か所の除草、樹木の剪定等、維持管理経費でございます。

3項1目水産業振興費では、本年度予算額116万3,000円で、前年に比べ3万円の減額でございます。この科目、水産業振興のための予算で、負担金、補助及び交付金で、漁業協同組合と養鰻組合の補助金でございます。

ページをおめくりいただき、145、146ページをお願いします。

6款1項2目商工振興費では、予算現額439万円で、前年に比べ1万円の増額でございます。商工会運営補助金は昨年と同額で、商工近代化施設資金補助金では、中小企業制度資金10件分、生活衛生改善1件分の利子補給を実績から見込み、計上しております。

3目観光費では、本年度予算額2,325万3,000円で、前年に比べ1,126万3,000円の増額でございます。この科目、町の観光資源であります鍋田川堤桜並木の消毒や剪定・伐採作業のほか、町観光協会への補助金、また、木曾川の最上流の木祖村との交流事業に必要な予算を計上しており、主な増額要因は、委託料で、令和元年に鍋田川桜並木で確認されたクビアカツヤカミキリの防除に係る業務委託を新たに計上したことによるものでございます。委託料では、鍋田川桜堤防管理委託料は、桜並木の消毒、剪定、伐採、清掃、処分などに要する業務委託のほか、クビアカツヤカミキリの防除に係る業務委託として、全木を対象に被害状況や防除状況などを個体ごとに把握し、以後の防除・管理作業に活用するための樹木医による管理台帳の作成、防除剤の樹幹注入、幼虫活動期である7月から9月の定期的な巡視などに対する経費を計上しています。また、使用料及び賃借料の車借上料や通行料、原材料費は、木祖村との交流事業に要する経費を計上しており、148ページの負担金、補助及び交付金では、説明欄最下段の町観光協会補助金で、昨年と同額を予算計上しているものでございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 7款土木費、1項1目土木総務費では、1,279万9,000円とするものでございます。職員1名分の給与の人件費などのほか、149、150ページをお願いいたします。10節需用費では積算図書の購入、11節役務費では、公用車の保険料等、13節使用料及び賃貸借料では、積算システム2ライセンス分の使用料など、また、17節では、積算システム用のプリンター購入を見込んでおります。現在使用しているものが使用困難ということで、新たに購入費を見込むものでございます。18節負担金、補助及び交付金では、記載の各種団体の負担金を計上するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、151、152をお願いいたします。

2項1目道路橋梁維持費では、3,913万9,000円でございます。道路、橋梁に係る点検なども含めた維持修繕費用などの全般の科目でございます。主なものといたしましては、12節委託料では、測量設計業務委託料として、橋梁35橋分の法定点検と3橋の橋梁修繕設計費用を、道路等管理作業委託料として、町道鍋田川線の路面清掃業務や道路除草、街路樹の剪定など、道路管理に必要な費用を計上してございます。14節工事請負費では、修繕工事として、防護柵、カーブミラー等の交通安全施設の修繕費用を、舗装修繕工事として、三崎地内の川西幹線及び和富地内の富田子富島線、これは歩道部でございますが、舗装修繕工事を見込んでおります。なお、鍋田川線舗装修繕工事をさきの補正予算に対応したことなどにより、工事請負費において、前年度と比べ2,400万円強の減額となり、当科目の減額要因となっております。

あと、18節負担金、補助及び交付金では、県道に設置されている照明灯93基の電気代相当分を地元自治会へ補助している費用でございます。

2目道路新設改良費では、1,786万4,000円でございます。新たに道路を整備する費用のほか、建設課職員2名分の給与など人件費、事務費を計上してございます。

153ページをお願いいたします。

工事請負として、西対海地・和泉線道路改良工事に係る費用を計上してございます。また、こちらも田代・小学校線が本年度完了することにより、前年度から8,290万円の減額となっております。これがこの科目の減額の主な要因でございます。

3項1目河川総務費、709万9,000円でございます。委託料では、木曾川河川堤防、面積約7万2,000平方メートルの除草費用等を計上しているものでございます。

ページをおめくりいただきまして、155ページ、156ページでございます。

負担金、補助及び交付金では、説明欄記載の2つの同盟会の負担金を計上するものでございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） 4項1目都市計画総務費でございます。本年度予算額は28万8,000円で、前年度と同額でございます。都市計画審議会委員15名分の報酬のほか、負担金、補助及び交付金では、木曾三川公園建設促進期成同盟会負担金などを計

上しているものでございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 2目都市下水路費、100万円でございます。都市下水路の除草・清掃作業や維持修繕等に係る費用を計上するものでございます。

ページ、おめくりいただきまして、3目公共下水道事業費、2億550万円とするものでございます。公共下水道事業特別会計への補填財源でございます。減額の要因としましては、公債費の償還金額の減と、歳入におきまして、下水道債等、対象の事業等によるものでございます。

5目公園費におきまして、1,001万7,000円でございます。需用費では、児童公園の水道、下水道、電気代などの光熱水費を、委託料では、グルービーパークの日常管理や芝刈り等、都市公園管理委託料や児童公園の除草、樹木の剪定、遊具の点検等に要する費用でございます。

5項住宅費、1目住宅管理費におきましては、370万円でございます。住宅関係の事務費で、減額の主な要因といたしましては、空家等対策計画作成業務が完成したことによるものでございます。1節報酬では、空き家等対策協議会委員報酬、5人1回分を計上してございます。この報酬につきましては、特定空家と協議、認定をしなければならない事態を想定して計上するものでございます。

159ページにおきまして、18節負担金、補助及び交付金では、説明欄記載の木造住宅の耐震工事、補強設計等に係る補助金をそれぞれ計上するものでございます。なお、空き家対策総合支援事業補助金は、空き家等の建物の改築に要する費用の一部を補助するものでございます。こちらにつきましては、本年度より新たに計上するもので、国、町、所有者あるいは空き家への移住者でございます、それぞれが3分の1ずつ負担するものでございます。従前につきましては、県の事業で空き家リノベーション事業というのがございましたが、令和2年度に廃止になったということから、こちらのほうに変更するものでございます。なお、こちらについては、従前は県外からのものでございましたが、今回、町外からの移住者に対して対象が広がっているものでございます。

以上です。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 8款消防費、1項1目非常備消防費につきましては、1億333万9,000円で、桑名市に消防事務を委託するための経費などを計上している科目でございます。前年度比1,174万2,000円の増額となった主な要因としては、長島木曾岬分署において、水槽付消防ポンプ車を更新することによるものでございます。

ページをおめくりいただき、2目非常備消防費につきましては、1,101万2,000円を計上し、前年度比167万円の減額でございます。減額の主な要因は、前年度において、新基準の消防団の活動服の購入が完了したものでございます。この科目では、消防団の活動経費を計上しており、例年同様、説明欄記載のと通りの項目に対する支出の予算

を計上しているものでございます。

ページをおめくりいただきまして、3目消防施設費につきましては、378万6,000円を計上しております。本年度は骨格予算であることから、消防車格納庫の塗装工事費用の計上を見送り、205万円の減額となっております。この科目では、消火栓や消防団用資機材といった消防施設の整備・維持管理費などに要する経費で、内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

4目水防費につきましては、84万6,000円を計上しております。水防活動に要する経費で、加路戸水防倉庫の電気代や、翌年度に延期となりました木曾三川連合総合水防演習に木曾岬町水防団として参加するための費用などが主なものでございます。前年度比468万1,000円の減額となっている要因は、危機管理課で所管する公用車の購入が完了したことによるものでございます。

ページ、おめくりいただきまして、5目災害対策費につきましては、1,411万7,000円を計上し、前年度比4,421万9,000円と減額となっております。減額の主な要因は、防災行政無線移動系の更新工事が完了したことによるものでございます。この科目では、災害予防・災害対策に要する経費を計上しており、主なものとしましては、報酬から旅費までの科目で、平成28年度から配置している防災指導員に係る報酬、社会保険料、各種手当や災害時における時間外手当などを計上し、需用費では、現状不足している簡易トイレ等、排便袋などの防災備蓄品の購入経費98万5,000円や、消費期限を迎える災害用非常食の更新経費239万2,000円など、440万5,000円を計上しております。役務費では、各種回線・電波使用料16万4,000円や火災保険、各種啓発チラシの折り込み手数料などを、委託料では、例年計上している防災センターの保守点検業務などの作業委託料124万1,000円や防災行政無線設備の保守委託料135万3,000円を計上しております。使用料及び賃借料では、例年計上している通行料で、電柱共架料のほか、次ページになりますが、地域BWAを活用した指定避難所9か所のWi-Fiの使用料35万7,000円を計上しております。工事請負費では、戸別受信機のアンテナ取付工事費を計上し、負担金、補助及び交付金では、例年計上している各種協議会への負担金及び町民の防災対策に対する補助金を計上しているものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 205ページまで飛んでいただきたいと思います。

10款公債費、1項1目元金では、本年度予算額2億2,078万1,000円、前年度対比で800万3,000円の増額でございます。65件分の起債元金の償還金を計上したものでございます。

2目の利子では、本年度1,208万2,000円で、前年度に比べますと258万7,000円の減額となっております。こちらも町債65件分の起債利子及び一時借入金の償

還金を計上しているものでございます。

1 1 款 1 項 1 目 予備費は、本年度 6 2 6 万 4, 0 0 0 円とするもので、地方自治法第 2 1 7 条に規定する予備費でございます。

事項別明細の説明は以上でございます。

附属資料といたしまして、給与費明細書を添付いたしております。1 が特別職、2 が一般職で、2 1 0 ページまで関係資料が添付されております。

続く、2 1 1 ページから 2 1 4 ページまでが債務負担行為の支出予定額等に関する調書で、これまで債務負担行為を御承認いただいております事業の一覧表となっているものでございます。

2 1 5 ページは、地方債に関する調書でございます。この予算のとおり令和 2 年度の借入れを行いますと、年度末の地方債現在高は 3 2 億 2, 5 4 1 万 5, 0 0 0 円になる見込みで示しているものでございます。

最後でございます。2 1 6 ページに平成 2 8 年度から新たに規定されました、引上げ分の地方消費税交付金、社会保障財源化分の社会保障 4 経費等の経費充当の調書を添付させていただいておりますので、後刻お目通しをお願いいたします。

以上が令和 3 年度の木曾岬町一般会計予算の説明でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。

ここでお昼の休憩を取りたいと思います。早めに進んでいただいておりますので、1 時 1 5 分に再開いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

午前 1 1 時 3 9 分休憩

午後 1 時 1 5 分再開

○委員長（三輪一雅君） では、休憩を解き、委員会に戻します。

先ほど議案第 1 5 号、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について（所管部分）を事務当局のほうから説明がございました。それにつきまして、御質疑のある方は御発言願いたいと思います。

○委員（古村 護君） 歳入関係、1 1 ページです。1 款町税、4 項の市町村たばこ税、1 目市町村たばこ税、これについて、今年 1 0 月より税率が上がることを要因として増額というふうに説明があったかと思いますが、その反面で、今回補正のほうでは減じている部分があって、要は何が聞きたいかという、増える要因として、先ほどのものもあるとしたとして、その反面で、これを機会にやめたりする方がみえるのかなと思って、そういったところの相殺はされておるのかなというのをお聞きしたいというのが 1 点です。

それから、同じく、6 項の入湯税関係、入湯税についても補正のほうで上半期の徴収実績により増額されたというお話をお聞きしました。その要因が何なのか、僕は分かっていないところはありますけれども、例えばそれ以前の 3 年間はどんな状況だったのか、もし

御承知であればお聞かせをいただきたいと思っています。

それと、もう一点、33ページ、18款繰入金、2項の基金繰入金、2目の財政調整基金繰入金で、今年度2億4,000万円の繰入れが計上されておりますけれども、今回の当初予算に関して言えば、骨格的予算としてお聞きしておりますので、その中で主に組立ては経常経費が主かなと思うんですけれども、その中でなおかつ取崩しが2億4,000万されていて、それが今後、例えば6月のときに増額の補正が出てくると思うんですけれども、令和2年のやつを見たときに、特例定額給付金というのはたしか令和2年のときにはあって、これが6億ぐらいあったんですよ。それを差引きしていろいろ勘案していくと、全体のパイとしては36億ぐらいになるのかなとした場合に、今回の27億と36億を差し引いた場合、9億なり8億の数字が出てくるものですから、それを仮に2分の1とした場合に、やはり3億から4億のまた基金繰入れが必要になってくるのか、その辺もあってお聞きしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○税務課長（藤井光利君） それでは、たばこ税の件ですので、11ページ、12ページを御覧ください。

この件につきましては、確かにおっしゃるとおりの面もあるかもしれませんが、今回の算定に当たっては、過去4年間の実数の平均というか、実績を踏まえて予算は計上をさせていただきます。

それで、実際、また今回の3月の補正の令和2年度にあったように、徴収実績というか、実績が低ければまた来年度同時期に落とさせていただくことはあるかもしれませんが、過去4年の数字を見るとこのような形の予算計上になるのかというふうな形で、今回上げさせていただいたということです。

続きまして、入湯税につきましてはですけれども、入湯税につきましては、徴収実績が過去低かったというのもあるんですけど、31年度、令和元年の徴収実績が133万円という形がありましたので、そのようなことと、あと、令和2年度のことも踏まえて、そういうものを対比しながら令和3年度の予算はつくらせてもらったということでもあります。

以上でございます。

○副町長（森 清秀君） 御質問いただいた基金繰入金のお話でございますけれども、このたび予算を御覧になっていただくと、前年度と比較しまして5億5,000万ほどの差異が出てございます。委員御指摘のとおり、今年度の予算につきましては骨格予算でございますので、できるだけ財源に余裕を持った予算が組まれておろうはずなんですけど、御覧のような様相で、2億4,000万円の基金を崩しておるといような実情でございます。迎える6月の補正予算に当たっては、新たな財源確保も早々にというわけにもいきませんので、限られている財調なりの予算を取り崩しながらの補正予算というようなことを考えてございます。

特に去年はメガソーラー株式会社が販売権を譲渡したことによりまして税収が著しく入

りましたので、それを受けての交付税が随分変動して、それを補填するための財政調整基金の投入を行っておりまして、少し去年がイレギュラーというふうに考えていただいて、今年は落ち着いた体制の中ではやりたいと思うんですが、しょせん財源が厳しいということに変わりございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員（古村 護君） ありがとうございます。

○委員長（三輪一雅君） よろしいですか。

ほかに御意見ございますか。

○委員（伊藤 守君） 20ページの13款の総務手数料の中の督促手数料は何件分かということと、あと、160ページの18節の空き家対策補助金というのがありますけれども、空き家は一体何件あるか、分かりましたらいいんですけど。

以上です。

○税務課長（藤井光利君） 20ページの督促手数料でございますが、件数としましては、80円で割れば1,400件ほどになるわけなんですけど、これについては過去の3年の実績に基づいて金額をベースに考えたということなので、件数で想定したというよりは、収入金額で想定したというふうに御理解いただければいいと思います。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 空き家の件数でございますが、令和元年度に空き家実態調査をいたしまして、その中で所有者にアンケート調査までして、私のところは空き家ですよという回答があったのは44件でございます。

以上です。

○委員長（三輪一雅君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

○委員（服部英二夫君） 28ページの農林水産業費補助金で、農業振興費補助金で、農地中間管理事業補助金が5ヘクタールと見込むというような説明を聞いたんですけど、現状、毎年のように減って、中間が思ったより増えてこないということで、だんだん減っている状況で、どのぐらいまだ見込んで、5ヘクタールの、実際その予算の組立て自体が無理なところがあるような気がするんですけど、それだけまだ集積も中間管理機構にお任せする農家の人がみえるのか、そこのところ、もし分かったらお願いしたいと思います。

それと、66ページの自主運行バス事業費のところ、委託料のところ、管理委託料3,800万、これって3年計画か何かで委託先ですけど、これで今の会社、事業委託しているところが、前って3年置きに入札して結果報告があったような気がするんですけど、最近、今の事業所になってからあまり聞いたことはないような気がするんですけど、その点どうでしょうかね。

それと、もう一点、68ページ、BWA事業費の18節の負担金及び補助で、BWA事

業費として794万の予算が出ていますが、年内の維持管理費とっていいのか、どうい
う関係の負担金なんですか、お聞きしたいと思います。

○産業課長（多賀達人君） まず、中間管理機構の話ですけど、中間管理機構制度が始ま
ってから実績を申しますと、平成29年が2.5ヘクタール、30年度が1ヘクタールで、
令和元年、2年というのはゼロになっています。ただ、これで集積率がそのまま上がって
いないのかというと、集積率については、平成29年度が51%、その後、平成30年、
53%、平成31年は57%、令和2年は61%、今年の直近でいうと67%です。

中間管理機構の集積は伸びていないんですけど、利用権設定という、いわゆる昔からや
られているやり方で集積される方がほとんどです。一応、窓口に来たりとか、農家組合長
会議なんかでも中間管理機構制度と両方の集積の仕方があるということで説明させてもら
うんですけど、皆さん、選ばれるのはやっぱり利用権設定を選ばれるということが多いで
す。

以上です。

○危機管理課長（伊藤雅人君） まず、1つ目の自主運行バス事業費の運転管理委託料
の3,800万円でございますけれども、今の現契約が平成30年度から令和2年度まで
の3か年の契約であります。先般の12月の定例会で承認いただきました債務負担行為の
限度額1億1,400万円でございますけれども、また、これの年割で3,800万円を
令和3年度の予算として計上させていただいたものでございます。

先般、令和3年4月1日から3か年の入札を行いまして、業者につきましては今と同じ
セントラルサービスが落札しました。これで3か年分の契約額が固まりましたので、また
しかるべきところで、補正予算で3,800万円というのをまた3か年分で割って補正
させていただくということになろうかと思っております。また、令和4年度以降は、現契約の中
での予算計上ということになろうかと考えております。

それから、2点目の67ページの地域BWA事業費の関係負担金でございますけれども、
委員お見込みのとおりで、町内4か所に設置されている基地局の維持管理経費相当分の部
分の運用の負担金でございます。

よく入札結果で議会のほうに報告させてもらう案件なんですけれども、種類が工事請負
費は議会のほうに入札結果を報告させていただいているというのが現状でございます、
今回の場合は委託契約ですので、その辺の報告は割愛させていただいております。

以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（服部英二夫君） 138ページの18節の負担金、補助及び交付金のところで、
農地集積・集約化支援補助金って239万、1反って、10アールというふうに言うたら
ええのか、何区画と言うたほうがええのか分かりませんが、1反辺りというのか、10
アール当たりどのぐらいの補助金になっていくのか。区画で言うたほうがええのか、これ

はというふうや分かりませんが。

○産業課長（多賀達人君） 一応10アール当たりなので1反当たりですね。1反当たりで1万5,000円、それ以外に、農地を集約して作業効率を上げるための農地の交換をした場合で、担い手さん、地権者さん、それぞれ1反当たり1万円。それから、地区で人・農地プラン作成に取り組まれた場合に、集落に対して1集落当たり2万円、戸数、集落で取り組まれますので、1農家当たり、1戸当たり500円、それから、面積に応じて1反当たり600円というので、農地集積・集約化支援事業補助金ということで予算を組ませていただきます。

○委員（服部英二夫君） そうすると、今年というのか、この予算の中には、面積的にはどのぐらいの面積が、それに何件ぐらいの農家の方がこれの対象になっているんですか。

○産業課長（多賀達人君） 何件という予算の組み方じゃなくてヘクタール、一応最初に言った1万5,000円については10ヘクタール、それから、あと、農地の交換については4ヘクタール、人・農地プラン作成については2集落、それから、500円の1戸当たりの農家数に対してのものについては30件、それから、人・農地プランを作成された場合の地区に対する面積当たりの交付金については600円で、それは7ヘクタール分を見込んでいます。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） では、御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第19号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策副参事（中山重徳君） 316ページを御覧ください。

議案第19号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算を説明申し上げます。

令和3年度三重県桑名郡木曾岬町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、この会計の予算を歳入歳出それぞれ300万円と定めるものでございます。

第2項では、予算の区分及び金額を、第1表、歳入歳出予算に定めることを規定するものでございます。

おめくりいただきまして、第1表、歳入歳出予算でございます。

この会計の予算区分と区分ごとの金額を示したものでございます。

歳入は、1款の諸収入から4款の財産収入までの4款と、これに付随した4項において歳入予算を編成したものでございます。

歳出は、1 款の総務費と 2 款の予備費で編成し、予算の総額は 3 0 0 万円でございます。

歳入の予算総括を割愛し、3 2 0 ページ、3 2 1 ページの事項別明細書を御覧ください。

1 款諸収入、1 項町預金利子、1 目町預金利子では、1, 0 0 0 円を計上しております。
当会計の歳計現金預金利子を見込んでおります。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金では、1, 0 0 0 円を計上しており、前年度繰越金を見込んでおります。

3 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金では、3 6 万 8, 0 0 0 円を計上しております。当会計が保有する土地の管理費及び事務に要する経費の財源を一般会計から受け入れるものでございます。

4 款財産収入、2 項財産運用収入、1 目財産貸付収入では、2 6 3 万円を見込んでおります。当会計が管理しております和富地内の土地の貸付に伴う収入でございます。

続いて、歳出でございます。

予算総括を割愛し、3 2 4、3 2 5 ページの事項別明細書を御覧ください。

この会計の保有する土地 2 万 4, 9 9 1 平方メートルに対する管理費を計上いたしました。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目財産管理費では、除草費用等のほか、歳入に計上されました和富地内の土地貸与による財産貸付収入を一般会計へ繰り出す予算措置を講じております。

2 款の予備費では、地方自治法に規定するもので、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第 2 0 号、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長（内山幸治君） それでは、3 2 6 ページを御覧ください。

議案第 2 0 号、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

第 1 条では、予算総額を 7, 6 0 0 万円と定め、款項の区分ごとの金額を、第 1 表、歳入歳出予算によるとするものでございます。

第2条では、地方債の起債の規定を第2表に定め、第3条では、一時借入金の限度額を2,000万円とし、第4条では、予算流用の規定を定めるものとございます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、327、328ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、6つの款とそれに付随する7つの項から、また、歳出におきましては、3款3項で予算編成をしております。予算総額は7,600万円で、前年度当初予算の7,400万円から200万円の増額予算となっております。

それでは、ページをおめくりいただき、329ページをお願いいたします。

第2表、地方債でございます。

農業集落排水事業債として、限度額を650万円とし、起債の方法、利率、償還の方法をお示ししてでございます。

それでは、事項別明細書にて御説明申し上げますので、331、332ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目農業集落排水事業負担金、31万6,000円、新規加入者1件分でございます。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料では、2,717万4,000円でございます。おおむね前年と同額の収入を見込んでございます。

2項1目手数料、9,000円でございます。未納者に対する督促手数料で、120件分でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、本年度4,100万円でございます。本特別会計の補填財源で、一般会計から繰り入れるものでございます。前年度から460万円減となっております。

6款1項1目繰越金、本年度100万円、前年度からの繰越金でございます。

ページ、おめくりいただきまして、333、334ページを御覧ください。

7款諸収入、1項1目町預金利子では、歳計現金の預金利子1,000円を計上したものでございます。

8款町債、1項1目町下水道債では、650万円を計上してございます。当事業会計において、令和6年度より公営企業会計への移行を予定しております。その移行業務のための財源措置でございます。

それでは、ページを、337、338ページまでお願いいたします。

歳出でございます。

1款施設費、1項施設管理費、1目事務費、1,025万円でございます。農業集落排水事業に係る事務的経費を計上するものがございます。主な内訳は、会計年度任用職員1名分の人件費、下水道使用料の賦課徴収に係る経費でございます。業務の委託料として、令

和6年度から企業会計へ移行のために必要な資産及び工事関係資料の収集や整備、決算書の整備などの費用を計上したもので、これが前年度からの増額要因でございます。そのほかは説明欄記載のとおりでございます。

2目維持管理費、5,387万2,000円でございます。農業集落排水4処理区の管路、処理場における運転経費といった維持管理費を計上してございます。主な内容でございますが、事業費では、4つの処理場や30基分の中継ポンプの電気代や水道使用料といった光熱水費を、役務費では、処理場の年1回の水質検査手数料や災害共済保険料、委託料では、ページをおめくりいただきまして、処理場から排出する汚泥の運搬費、4処理場の保守点検や日常管理の管理業務の委託費を計上してございます。この委託は令和3年度から3か年の契約を予定しているもので、前年度に比べ約300万の増額となっております。これが当科目の増額要因となります。工事請負費でございますが、管路や処理場の修繕工事費で、過年度の実績等を考慮して、前年度100万円減の240万円とするものでございます。負担金、補助及び交付金では、汚泥の処分費として、搬出先である桑名・員弁広域連合への汚泥処理負担金として費用を計上するものでございます。その他は説明欄記載のとおりでございます。

2款1項公債費、1目元金、2目利子、合わせて本年度1,124万8,000円でございます。償還のピークを過ぎており、前年度から586万8,000円の減額となっております。

ページをおめくりいただきまして、3款1項1目予備費でございます。本年度予算額63万円でございます。予算外の支出や予算超過の支出に充てるものでございます。

こちらまでが事項別明細書となります。

ページをおめくりいただき、343ページです。給与明細書で、本会計で支弁する人件費の明細をお示したものでございます。

さらに、ページをおめくりいただきまして、344、345ページでございますが、債務負担行為の予定調書です。これは令和3年度から令和5年度までの3か年契約の4処理区の維持管理業務委託における予定額をお示したものでございます。

さらにもう一枚めくっていただき、346ページでございます。

本会計で借り入れる地方債の調書となっております。金額は記載のとおりでございます。

以上、令和3年度農業集落排水事業特別会計予算でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。御質疑のある方は御発言ください。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第21号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長（内山幸治君） それでは、347ページをお願いいたします。

議案第21号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

令和3年度三重県桑名郡木曾岬町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

第1条では、予算総額を3億600万円と定め、第2項では、款項の区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算に定めるものでございます。

第2条では、債務負担行為の規定を、第2表、債務負担行為に、第3条では、地方債の規定を、第3表、地方債に、第4条では、一時借入金の限度額を5,000万円とし、第5条では、予算流用の規定をそれぞれ定めたものでございます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、348、349ページ、第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入は、7つの款と付随する8つの項から、また、歳出については3款3項による予算編成となっております。予算総額は3億600万円で、前年度に比べて600万円の減額となっております。

ページ、おめくりいただきまして、350ページ、第2表、債務負担行為でございます。

令和3年度から令和4年度までの2か年で東部クリーンセンター管理・汚泥棟の耐震補強工事の予定をお示したものでございます。

351ページ、第3表、地方債でございます。公共下水道事業債、限度額2,740万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を示したものでございます。

それでは、事項別明細書で御説明を申し上げますので、353、354ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、2目公共下水道事業加入者負担金、31万6,000円、新規加入者1件分を見込んだものでございます。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料においては、5,054万5,000円でございます。前年度とほぼ同額の予算となっております。

2項1目手数料は、督促手数料480件分で、3万8,000円を見込んでございます。

3款国庫支出金、1項1目公共下水道事業補助金は、2,020万円でございます。東部クリーンセンター管理・汚泥棟補強工事、脱水機の詳細設計に充当する国の補助金でございます。補助率は2分の1から10分の5.5となっております。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、2 億 5 5 0 万円でございます。本特別会計の補填財源として、一般会計から繰り入れるものでございます。前年度に比べて 1, 3 6 0 万 4, 0 0 0 円の減となっております。減額の要因につきましては、地方債対象事業が増え、公債費償還額が減少したことによるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、6 款 1 項 1 目繰越金では、本年度予算額 2 0 0 万円とするもので、前年と同額でございます。

7 款諸収入、1 項 1 目町預金利子、1, 0 0 0 円でございます。歳計現金の預金利子でございます。

8 款町債、1 項 1 目下水道債、2, 7 4 0 万円でございます。東部クリーンセンター管理・汚泥棟耐震補強工事、脱水機の詳細設計及び公営企業会計移行のための委託料に係る経費として、新たに借り入れるものでございます。

歳入は以上となります。

それでは、3 5 9、3 6 0 ページまでお願いいたします。

歳出でございます。

1 款施設費、1 項施設管理費、1 目事務費では、本年度予算額 1, 8 4 5 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。公共下水道事業に係る人件費や事務的経費を支出しているものでございます。2 節から 4 節は職員 1 名分の人件費を、1 2 節委託料では、令和 6 年度から企業会計移行のために必要な資産及び工事関連資料の収集や整備、決算書の整備などの費用を計上し、これが前年度からの増額の要因でございます。その他は説明欄記載のとおりでございます。

ページをおめくりいただきまして、2 目維持管理費、1 億 4, 2 7 2 万 8, 0 0 0 円でございます。公共下水道施設の維持管理や運転経費などを計上してございます。主な支出といたしまして、1 0 節需用費では、処理場中継ポンプ 3 4 基の電気代といった光熱水費を、1 2 節委託料では、清掃委託料は、町内の管路を 8 年から 1 0 年の割合で管路清掃を実施するように計画しており、昨年度 9 キロ、本年度 4 キロということで、事業費がおおむね半減したものでございます。また、業務委託料では、東部クリーンセンターの管理・汚泥棟耐震補強工事委託、脱水機の詳細設計費用を見込み、下から 2 つ目、日常管理業務委託料として、東部クリーンセンターの運転操作などの費用を、汚泥処理委託料は、汚泥の処分費と藤原町地内の処分場までの運搬費用を、ページをおめくりいただきまして、1 4 節工事請負費では、管路や処理場の補修費や定期的実施しております機器のオーバーホール費用を計上したものでございます。

2 款 1 項公債費では、1 目元金、2 目利子、合わせて 1 億 4, 3 6 7 万円でございます。前年度と比べると 9 3 7 万 8, 0 0 0 円の減でございます。地方債 3 8 件分でございます。

ページをおめくりいただきまして、3 款 1 項 1 目予備費では、本年度予算額 1 1 5 万円でございます。予算外の支出や予算超過の支出に充てるためのものでございます。

事項別明細書の説明については、以上でございます。

367ページから370ページまでは、給与費の明細書を添付してございます。本会計で支弁する人件費の明細をお示したものでございます。

371、372ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。上段につきましては、東部クリーンセンター維持管理業務委託で、令和3年度から令和5年度までの3か年の処理場の維持管理業務委託に関する事項、下段につきましては、東部地区クリーンセンター管理・汚泥棟耐震補強工事で、令和3年度から4年度の2か年の建設行為に関する事項をお示したものでございます。

ページ、おめぐりいただき、373ページでございますが、本会計で借り入れている地方債の調書でございます。内容は記載のとおりで、令和3年度末の現在高見込額は4億9,753万1,000円になる予定であることを示してございます。

令和3年度公共下水道事業特別会計の予算の説明については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第22号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長（内山幸治君） それでは、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

議案第22号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてでございます。

第1条、令和3年度の三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

第2条では、業務の予定量をお示ししており、給水戸数は、対前年度比17戸増の2,490戸、年間配水量は94万立方メートルで、前年度1万立方メートルの減を見込んでおります。1日当たりに換算すると2,575立方メートルでございます。

4、主な建設改良事業としまして、下藤里・西対海地地内の2か所で予定している老朽管の布設替え工事をお示ししてございます。

第3条では、収益的収入及び支出を、第4条では、資本的収入及び支出をそれぞれ記載してございます。詳細につきましては、19ページからの実施計画明細書で御説明いたしますので、19ページをお願いいたします。

19ページ、実施計画明細書、収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、1款水道事業収益、5億8,316万円を見込んでおります。主なものとして、1項営業収益では、1目給水収益、1節水道料金で、1億6,115万9,000円を見込んでおります。前年度比0.9%の減でございます。見込みの有収水量は87万6,000トンで、対前年度1万トンの減を想定してございます。

3目その他営業収益、手数料では、検査、休止、復帰等の各種手数料を計上してございます。そのほかは記載のとおりでございます。

2項営業外収益では、4億2,176万1,000円を計上してございます。

3目受託工事収益では、木曾岬干拓地までの送水管及び分水施設の建設工事に係る費用を三重県から受託するもので、4億1,863万1,000円を見込んでおります。なお、この受託事業については本年度完了となり、遅くとも令和4年4月1日には分水施設が稼働できるよう工事を進めているところでございます。その他は記載のとおりでございます。

ページをめくっていただき、20ページをお願いいたします。

3款水道事業費用では、5億8,998万4,000円を見込み、1項営業費用1億7,050万5,000円は主たる営業活動に要する費用で、1目原水及び浄水費は1億2,926万9,000円を計上してございます。主なものは、32節受水費で、三重県企業庁へ支払う94万トン分の使用料でございます。前年度から1万トンの減でございます。

2目配水及び給水費は、574万4,000円を計上、この科目では、町内の配水管などの維持、補修に係る費用を支出してございます。21節修繕費は漏水修繕費を、29節工事請負費として、計量法の規定に基づく量水器の取替工事、376件分を計上してございます。

4目総係費は、1,299万9,000円を見込み、事業活動全般に関連する事務的経費を支出しており、職員1名分の人件費や会計システムの使用料、委託料では会計システムの保守業務、21ページ、水道メーターの検針員2名分などを計上してございます。

5目減価償却費では、2,216万6,000円を計上、この会計が保有する有形固定資産に係る当年度に償却を予定する減価償却費でございます。

6目資産減耗費は、24万円でございます。令和3年度布設替えを計画している配水管などの未償却残高の除却予定額となっております。

7目その他営業費用、8万7,000円でございます。メーターボックスを売却した原価相当額でございます。

2項営業外費用は、4億1,887万9,000円でございます。

3目受託工事費において、委託料4億1,737万9,000円を計上し、木曾岬干拓地までの送水管の布設工事及び干拓地内の分水施設工事を県企業庁へ委託するものでございます。

5目消費税で、150万でございます。

3項特別損失では、過年度損益修正損10万円を、4項予備費では、予算外の支出、ま

たは予算超過の支出に充てるための費用として、50万円を計上したものでございます。

ページをおめくりいただきまして、22ページ、資本的収入及び支出の明細でございます。

まず、収入でございます。

2款資本的収入、2項1目負担金で、5億3,934万3,000円、新規8件分の加入者負担金と、町管理となる木曾岬干拓地の配水タンク、配水ポンプの建設に係る費用でございます。原資は三重県からの負担金でございます。

次に、支出でございます。

4款資本的支出、1項建設改良費、5億5,267万1,000円を計上しております。

2目配水及び給水施設費では、主なものとして、18節、5億3,592万1,000円を計上し、木曾岬干拓地内の配水タンク及び配水ポンプ施設等の工事を県企業庁へ委託する費用でございます。29節工事費では、老朽管更新計画に基づき下藤里地内、西対海地地内で合計約530メートル分の工事費を計上したものでございます。

3目固定資産購入費では、量水器の購入費用として、取替え分376個、新規加入分7個、計385個分を計上したものでございます。

以上が令和3年度の収益的収入及び資本的収入及び支出予算の内容でございます。

それでは、1ページにお戻りください。

第4条、条文の括弧書きの部分を御覧ください。

予算の内容については、先ほど明細書で説明したとおりですが、資本的収支は収入額と支出額に対し、1,332万8,000円不足してございます。これについて、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額121万2,000円と過年度分損益勘定留保資金1,211万6,000円で補填する計画である旨を記載したものでございます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、第5条では、予定支出の各項の経費の金額の流用に関する事項を、第6条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費に関する事項を、第7条では、棚卸資産の購入限度額をお示ししてございます。

それでは、7ページ、令和3年度の予定キャッシュフロー計算書を御覧ください。

当該年度における現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動に区分して表した計算書でございます。現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務情報を表してございます。下から3行目、資金の増減額を記載しており、令和3年度末に資金が96万8,952円増加し、資金期末残高が9億3,844万2,442円となることを示してございます。

ページをめくっていただき、8ページから10ページにつきましては、担当職員1名分の給与明細書でございます。

11ページから13ページにおきましては、令和2年度末の予定損益計算書、予定貸借対照表で、令和2年度補正予算に添付した資料と同じでございますので、説明は割愛させていただきます。

14ページ、令和3年度の予定損益計算書でございます。令和3年度末時点における1年間の営業成績を見込むもので、令和3年度の予算が計画どおりの収入、支出となりますと、下から3行目、当年度純利益が803万5,636円の損失になることをお示ししてございます。また、その下、前年度からの繰越損失を含めると、当年度未処分利益剰余金はマイナスの965万2,272円になることをお示ししてございます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、16ページ、17ページでございます。予定貸借対照表です。

財政状況を明らかにするため、この会計が保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表したもので、通称バランスシートと呼ばれるものでございます。詳細については後刻お目通しいただくとして、17ページ、6、剰余金の(2)利益剰余金、ハ、当年度未処分利益剰余金が先ほど説明しました14ページ一番下の当年度未処分利益剰余金と一致しているということを御確認ください。

これで令和3年度水道事業会計予算の説明は終了させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。御質疑のある方は御発言ください。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） では、御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第23号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議案第23号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。

教育振興並びに創造性豊かな触れ合い文化のまちの形成に寄与することを目的に設置された同基金へ新たな寄附を受けたため、これに基づく木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であるというものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、ページを2枚はねていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

このたび、株式会社アイ・エヌ・ジー様より同基金に対しまして100万円の指定寄附を受けましたので、別表に加え、同基金の合計額を6,210万円とするものでございま

す。

1枚戻っていただきまして、条例本文でございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務局の説明が終わりました。御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

これまで個別に審議し質疑をいただいて進めてきましたが、最後に、これまで議題といたしました全ての議案について、再度御質疑がございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

質疑も出尽くしたと思いますので、これより討論、採決に入ります。

それでは、議案第1号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第9号）についての所管部分で、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第1号に原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第1号の所管部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第5号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第6号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員でございます。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第7号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号、令和2年度三重県桑名木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第8号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第9号、木曾岬町犯罪被害者等支援条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第9号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第10号、木曾岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第10号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分で、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討

論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第15号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第15号の所管部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第19号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第20号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第20号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと見て、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第21号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第22号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第23号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第23号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

委員会報告書の作成及び本会議で当委員会での議論並びに決定事項に係る委員会報告を

致すことを、私、委員長に一任していただくことで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） ありがとうございます。異議なしの声がございましたので、私が委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで、本委員会に付託されました13議案の審査を終わらせていただきます。

次に、その他の事項に移ります。

本委員会の所管事項等で何かございましたら、御発言願います。

なしでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御発言もないようですので、これにて本日の議事を全て終了いたします。

これをもちまして、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。

午後 2時13分閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

総務建設常任委員会

委員長

署名委員

署名委員
